

令和5年度（2023年度）
部の取り組み

枚 方 市

目 次

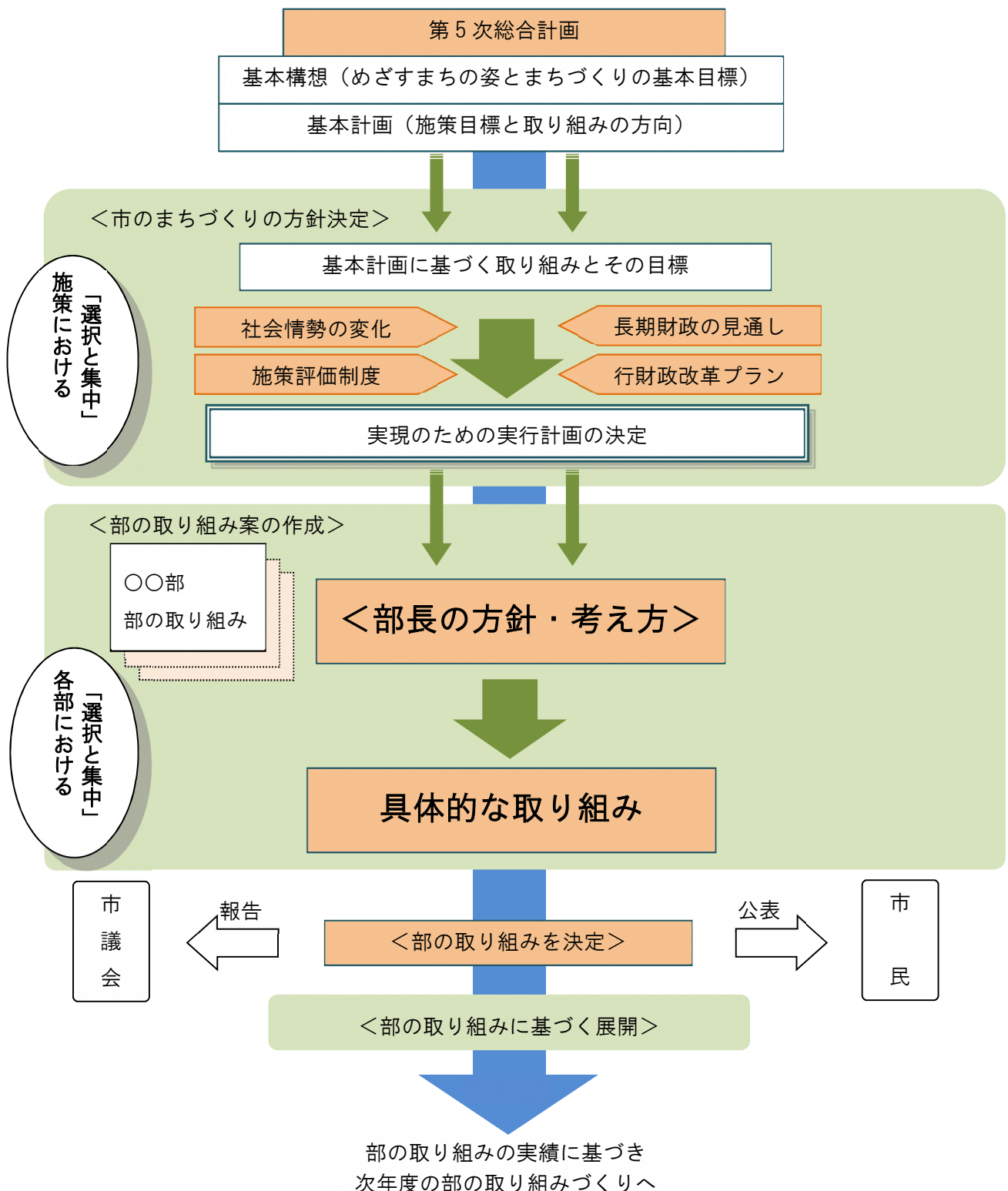
1. 部の取り組みについて.....	P. 1
2. 部の取り組みの見方.....	P. 2
3. 各部における部の取り組み	
危機管理部.....	P. 3
市長公室.....	P. 6
総合政策部.....	P. 8
市駅周辺まち活性化部.....	P. 11
市民生活部.....	P. 13
総務部.....	P. 16
観光にぎわい部.....	P. 19
健康福祉部.....	P. 23
福祉事務所.....	P. 27
保健所.....	P. 30
子ども未来部.....	P. 32
環境部.....	P. 36
都市整備部.....	P. 39
土木部.....	P. 43
会計管理者.....	P. 47
上下水道局.....	P. 48
市立ひらかた病院.....	P. 51
総合教育部.....	P. 53
学校教育部.....	P. 55
選挙管理委員会事務局.....	P. 58
監査委員事務局.....	P. 59
農業委員会事務局.....	P. 61

1. 部の取り組みについて

枚方市では、選択と集中による経営資源の効果的な投入を実現するため、市のまちづくりの方針決定を行う「施策における選択と集中」と、それを受けて各部が取り組む重点施策や課題を示した「各部における選択と集中」からなる行政経営システムを構築しており、その取り組みの一環として「部の取り組み」を策定しています。

「部の取り組み」は、社会情勢の変化や市民感覚、総合計画や市政運営方針等の基本的な方向性を踏まえたうえで、部の運営に係る部長の方針や考え方、当該年度に取り組むべき優先度の高い具体的な取り組みを示すものです。

行政経営システムの流れ<イメージ>



2. 部の取り組みの見方

令和5年度 (2023年度)	〇〇部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ※所掌事務の執行にあたって、部ごとに部長の方針や考え方を記載しています。	
＜部の構成＞ ※当該部における課以上の組織を記載して	＜主な担当事務＞ ※各部の主な担当事務を記載しています。

重点的な取り組み：

※部長の方針や考え方に基づいて、今年度に取り組むべき達成に向けた具体的な取り組み内容を記載しています。

重点的な取り組み：

重点的な取り組み：

重点的な取り組み：

3. 各部における部の取り組み

令和5年度 (2023年度)	危機管理部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ いつ起こるかわからない大地震や近年被害が激甚・頻発化している風水害などの自然災害等から市民の生命・財産を守るため、平常時から地域や関係団体との連携を図りながら、「自助」「共助」「公助」の更なるレベルアップを進めます。 また、日常生活における市民の安全安心を守るため、地域と連携して防犯活動に取り組むほか、市民の財産を脅かす特殊詐欺や悪質商法などに対する取り組み強化を進めます。	
＜部の構成＞ 危機管理政策課 危機管理対策推進課 消費生活センター	＜主な担当事務＞ (1) 危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整 (2) 危機管理に係る初動体制の確立及び総括 (3) 防災・消防団及び防犯に関すること (4) 消費生活に関すること

重点的な取り組み：LED 防犯灯の補助制度の推進

夜間における犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置及び維持管理を行う自治会等に対し、これまで LED 防犯灯を新設した場合の補助を行ってきました。こうした中、平成 25 年度から 29 年度にかけて LED 化を進めてきた防犯灯が適正交換時期を順次迎えるにあたり、経年劣化した LED 防犯灯の取替及び修繕を新たに補助対象に加えるとともに、補助金を増額するなど、令和 4 年 11 月から大幅に拡充・見直した補助制度を開始しました。

これらの制度見直しについて、地域から寄せられた意見やアンケートなどにより補助制度のモニタリングを行い、今後、より円滑に取替が進められるよう各地区（小学校区）に配分している予算の精査を行う等、本補助制度の最適な執行方法等について継続的に検証していきます。

重点的な取り組み：特殊詐欺被害対策の推進

本市の令和 3 年の特殊詐欺認知件数は、77 件で政令指定都市を除いて府下ワースト 2 位、令和 4 年の速報値では 67 件（※速報値のため今後変動する場合があります。）でワースト 6 位となり、順位こそ下がっていますが、認知件数は依然高い水準で推移しています。この状況は、本市だけでなく、近年、刑法犯罪の中でも特殊詐欺の認知件数が大阪府下全域で増加しています。そのため、平時からの啓発やアポ電発生情報が入った際の当該地付近を青パトで巡回しての注意喚起に加え、警察や防犯関連団体等と連携しながら、より効果的な対策の検討も進めていきます。

重点的な取り組み：自ら避難が困難な避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定推進

令和 3 年 5 月に、災害対策基本法が改正され、自ら避難が困難な要支援者への避難支援に関する個別避難計画の作成が新たに市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定を進めるにあたって、庁内プロジェクトチームを設置し、市が担う部分と関係機関と連携して進める部分などについて協議を重ね、令和 4 年度は、内閣府のモデル事業を通じて市内の自治会と連携し、個別避難計画を策定（件数 5 件）しました。

令和 5 年度は、昨年度のモデル事業を通して得た知見を、他の地域に共有していくことで、個

別避難計画の策定を進めていくとともに、福祉専門職から得たアドバイスを参考に、災害リスクに応じた計画策定の優先度についても整理していきます。

重点的な取り組み：「広域避難」の実現と地区防災計画の策定支援

風水災害時における、より安全な避難には、浸水想定区域外に避難する『広域避難』が求められますが、その実現には浸水が想定されている校区の自主防災組織が、校区外のどの避難所に、いつ、どうやって避難するかを具体的に決めておく必要があります。

令和4年度は、『広域避難』について、6つの校区がそのルール化に着手し、地域間で協議した結果を反映させる形で地区防災計画を策定しました。

引き続き、広域避難のルールづくりを支援するとともに、令和4年度の取り組み事例の共有を進め、広域避難の重要性について周知を図ります。

加えて、地域がその自主性に基づき、取り組むべき課題や対応方法を決定し、地区防災計画として策定する場合や、届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象等を計画として策定する場合についても引き続き支援していきます。

重点的な取り組み：家具の転倒防止など住居の安全対策の徹底

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が建物の倒壊等による窒息死や圧死によるものであったとの統計データが残っています。

令和4年度は、イベント内の防災ブースや市の公式LINEでアンケートを実施(回答数 約1,700件)するとともに、地震と家具固定をテーマとして総合防災訓練を実施しました。

アンケートの結果では、転倒防止対策を行っていない人は約52%であり、その要因として「面倒で先延ばしにしている」、「対策の作業ができない、方法がわからない」などの声が多数寄せられたことから、引き続き防災講座やイベントなどで、家具固定に関する普及啓発に取り組むとともに、より実効性の高い取り組みについても検討していきます。

重点的な取り組み：備蓄・物流管理システムの検討について

大規模災害時には、多数の職員が備蓄物資の搬出に関わることから、在庫管理や搬出管理が非常に煩雑になることが想定されています。

また、消費期限のある備蓄物資の平時管理については、期限の到来が近づいた際に、自主防災訓練や防災イベントでの配布や、生理用品等については、経済的な理由でその購入が難しい方に配布するなど、貧困対策事業の一環として有効活用を図っているところです。

このような状況の中で、災害時における在庫管理・搬出管理の円滑化と平時における管理の省力化を進めるため、令和4年度から開始した公民連携による取り組みを継続し、民間企業の倉庫管理ノウハウを活用した、備蓄・物流管理システムの必要性について検討を進めます。

重点的な取り組み：消防団の自然災害対応力強化と地域連携強化について

消防団は、消火活動や地震・風水害等の大規模災害時の救出救護・避難誘導活動など、地域防災の中核として重要な役割を果たしています。

自然災害が激甚化・多様化する中で消防団員に求められる役割も火災対応だけでなく、風水害への対応や地域の自主防災組織と連携した防災活動に広がりつつあります。

このような状況の中で、風水害時における災害対応力を強化するため、新たに土砂災害発生時を想定した救出訓練を実施します。

また、地域と消防団の連携強化につなげるため、令和4年度に消防団幹部とコミュニティ連絡協議会役員との意見交換会を実施したところであり、令和5年度は自主防災組織ネットワーク会議に、新たに消防団が参画するなど地域との更なる連携強化を進めます。

重点的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発物品の配布や講演会等を通じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に令和4年4月の成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発に取り組み、被害の未然防止を図ります。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへ相談していただけるよう、市内各所でのPR活動等を通じ、当センターの周知に努めるとともに、訪問勧誘販売といった悪質な消費者トラブルが発生している地域を重点的に青色防犯パトロール車で巡回する取り組みを継続して行います。

あわせて、高齢者、障害者、認知症等により判断能力が不十分となった方を地域で見守るため、平成31年4月1日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関（枚方警察署、交野警察署、大阪弁護士会、地域包括支援センター等）と連携し、そうした方々が消費者トラブルに遭われている場合には速やかに当センターへ繋いでいただくなど、消費者被害の未然防止・早期解決を図ります。

令和5年度
(2023年度)

市長公室の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

「誰一人取り残されないまちづくり」に向け、常に市民と向き合い、寄り添い、思いを共有しながら全職員が一丸となって、積極的かつ創造的に施策を展開していきます。これを成し遂げるためには働く職員が心身ともに良好な状態を保ち、仕事に意義を感じながら個性や能力を発揮できることが何にも増して重要です。皆で良いものをつくり上げようと思いを重ねることができる健全な組織運営づくりに全力を尽くします。

＜部の構成＞

秘書課

広報プロモーション課

広聴相談課

人権政策室

市民活動課

＜主な担当事務＞

(1) 秘書に関すること。

(2) 広報活動、シティプロモーションに関すること。

(3) 報道機関との連絡に関すること。

(4) 広聴及び市民相談に関すること。

(5) 人権・非核平和、いじめ対策及び男女共同参画施策に関すること。

(6) 住民自治の振興及び市民活動の支援に関すること。

重点的な取り組み：健康経営を踏まえた組織・人材マネジメントの推進

認証を得た健康経営の観点をはじめ、人材マネジメント管理職部会による「職位ごとの役割の明確化」といった分析や提言について、部内で共有するとともに各職場で議論する機会をつくるなどすることにより、所属長がマネジメント業務の優先度を高める意識を持つよう取り組みます。

重点的な取り組み：あらゆる人権侵害を許さない市の姿勢を発信

人権施策をより効果的・総合的に推進するために策定した「人権尊重のまちづくり基本計画」の実効性を高めるため、人権施策の進捗管理を行うとともに、社会問題化しているヘイトスピーチやインターネットによる誹謗中傷などあらゆる人権侵害を許さないという市の姿勢を発信するため、「人権尊重のまちづくり条例」の改正に向け検討を進めます。

重点的な取り組み：被害者に寄り添った解決目指す「いじめ」相談窓口を開設

「いじめ」を市全体の問題として捉え、従来からの学校・教育委員会での対応に加えて市長部局での防止対策に取り組みます。相談窓口を開設し、把握した行為については迅速に対応するとともに、被害・加害の背景にある福祉的な課題にも目を向け、関係部署とも連携しながら被害者に寄り添った解決を目指します。また、いじめ防止に向けた広報・啓発を行い、効果的ないじめ防止対策を検討します。

重点的な取り組み：ジェンダーギャップ解消へ男女共同参画を推進

第3次男女共同参画計画改定版に基づき、DV防止に向けた啓発、政策及び方針決定過程への女性参画の促進、固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）への気付きを促すなど、ジェンダーギャップ解消の実現に向け取り組みを進めます。特に「身体的性差への理解促進」は男女共同参画推進の基盤となる取り組みであり、女性の負担軽減につながることから、本庁舎トイレに生理用品を配置するとともに配置場所の拡大も検討します。

重点的な取り組み：コロナ後の社会不安や悩みに寄り添う相談機能の充実

コロナ後の社会状況の変化に伴い多様化・複雑化する市民の不安や悩みに寄り添うため、相談メニューの追加やオンライン相談の拡充に取り組みます。また「市長への提言」は、市民が市長に直接意見を述べるができる貴重なツールであることから、周知に努めるとともに提言に込められた市民一人ひとりの思いを受け止め、担当部署との連携を図りながら市政に反映できるよう努めます。

重点的な取り組み：ワンストップ完結のコールセンターへAIの可能性検討

市役所への最初の問い合わせ先となる総合コールセンターの取り次ぎ時間短縮やつながりにくさの改善といった課題解消に向け、最新AIによる文章生成技術（チャットGPT等）の活用を検証します。検証を通し「よくある質問」（FAQ）検索を強化したチャットボットや音声自動応答（IVR）の導入可能性を検討し、ワンストップで完結するコールセンターの整備を目指します。

重点的な取り組み：『伝える』から『伝わる』へ全庁的な情報発信力強化

情報発信施策推進委員会で検討を進めている「ルールづくり」「意識革命」「アピール企画」の3つの取り組みについて、昨年度末に完成した枚方市情報発信ガイドラインを活用し、職員一人ひとりの意識を高めることを目指す研修や多様なツールを用いた情報発信や、枚方ならではの魅力を市内横断的な連携のもと、市内外に広くアピールする企画の展開を実行していきます。また、市施設に設置を進めるデジタルサイネージやSNS広告といった新たな媒体の効果的な活用も検討します。

重点的な取り組み：みーんな枚方家族！市内外ヘシティプロモーションの実践

市民のまちへの愛着を深めるツールである市テーマソング「この街が好き」のさらなる認知度を向上させ、若者から高齢者まで幅広い世代に人と人との繋がりを大切にしたい取り組みを進めます。また、市PR大使による発信やシティプロモーションサイトのコンテンツ充実により市外への発信力も高め「暮らしたくなるまち」をアピールします。これらの取り組みにより枚方の認知度を向上させ「好きになってくれるなら、みーんな枚方家族」をキャッチフレーズに、市内外の人と人の輪を広げていきます。

重点的な取り組み：地域活動の課題解決へ活性化を推進

自治会加入率の減少やコミュニティ・自治会の高齢化、役員の担い手不足といった課題を解決するため、コミュニティ・自治会活動における①好事例の情報共有や校区間の意見交換②運営に関する相談窓口の設置・講習会の実施③地域と大学生の協働などの取り組みを、枚方市コミュニティ連絡協議会と連携して進めます。

重点的な取り組み：地域の情報共有ICT化を段階的に

役員の負担となっている回覧・掲示物の仕分けや地域住民への周知について、情報共有の迅速化・効率化を図るため枚方市コミュニティ連絡協議会と連携し、LINEを活用した情報共有のICT化を段階的に進めます。

令和5年度 (2023年度)	総合政策部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 多様化する社会課題に対応しつつ、持続可能な行財政運営を行っていくため、課題の本質を捉えたうえで、より良い改善策を設定していきます。そのため、部内各課が連携のうえ、総合的に捉える視点と“できるようにする”チャレンジ精神で臨んでいきます。 また、2025年大阪・関西万博を約2年後に控え、これまで取り組んできた「ひらかた万博」をさらに発展させ、本市への愛着、地域経済の活性化へとつなげていきます。 ①市民目線での課題解決を常に意識し、各部と共に考え、共に前進 ②様々な社会変化に対応する施策展開と行財政改革 ③DXの推進、スマート自治体の実現に向けたICT施策の展開 ④効果的な予算編成と健全な行財政運営への取り組み ⑤市民サービスの向上と行政課題の解決に向けた公民連携の推進	
＜部の構成＞ 企画政策室企画課 企画政策室政策推進課 財政課 行革推進課 DX推進課	＜主な担当事務＞ (1) 市の政策、予算の編成、財政に係る事務 (2) 2025大阪・関西万博に関連する事務 (3) 公民連携に関する事務 (4) 行政評価・行政改革に係る事務 (5) DX推進に係る事務

重点的な取り組み：大阪・関西万博を契機とした本市独自の「ひらかた万博」の更なる推進

2025年大阪・関西万博を契機にまちへの愛着向上や地域経済の活性化を図るため、本市独自の取り組みである「ひらかた万博」を推進します。

具体的には、多様な主体との共創により、市域全体を「パビリオン」と見立て、本市ならではの地域資源を活かした日常的に誰もが楽しめるイベントや体験型サービスなどを展開することで、市民はもとより、海外及び市外からの来訪者を含め、本市のファンを増やすとともに、それらの効果的な情報発信により市の認知度を高めます。

また、市内外の事業者等が参画する「共創プラットフォーム」では、まちの魅力を高める民民・公民による共創アイデアの実現に向けて、テーマに応じた部会を設置するなど、実効性のある組織づくりを進めます。なかでも、豊富な自然的資源を有する東部地域については、重要な共創拠点の一つと位置付け、自然や歴史・文化等の地域資源と、事業者等が持つ技術、サービスを活かすことで新たな特産品・観光コンテンツを創り出し、持続可能なビジネス創出による地域活性化に取り組めます。

これら「ひらかた万博」の推進にあたっては、「ひらかた万博推進基金」を効果的に活用する仕組みを構築するとともに、更なる寄附獲得に向けた情報発信を行います。

重点的な取り組み：SDGs達成に向けたさらなる取り組み

2030年SDGsの達成に向けて、令和3年7月に策定した「枚方市SDGs取組方針」に基づき、SDGs 17の目標と第5次枚方市総合計画に掲げる施策目標を連動させて施策を展開します。

また、昨年運用を開始した枚方市 SDGs 推進登録制度については、「すまいるメンバー」「すまいるプロジェクト」への登録を推進し、“ジブンゴト”として SDGs の課題解決と持続可能なまちづくりに関わる市民や事業者等の輪を広げることで、ひらかた万博のキャッチコピー“みんなで創ろう！この街の未来”の実現に取り組みます。

重点的な取り組み：③街区における（仮称）市民窓口等の検討

令和 6 年度前期にオープン予定の、③街区における（仮称）市民窓口等について、市民等利用者が便利で利用しやすいと実感していただける窓口を目指し、関係部署との連携を図りながら窓口の供用開始に向けた取り組みを進めます。

なお、窓口の在り方については、デジタル技術の活用により、様々な手続きがオンラインで行えるなど、利便性の向上を図るため、業務フロー確立など窓口の実施手法について検討を進めます。

重点的な取り組み：第 3 期実行計画等の策定による施策の具体化

令和 5 年度末に最終年度を迎える第 5 次総合計画基本計画（平成 28 年度～令和 9 年度の 12 年間）を推進するための「第 2 期実行計画」、「第 2 期枚方市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「第 2 期情報化基本計画」について、取り組みの効果を検証し、課題を整理したうえで、EBPM（根拠に基づく政策立案）の手法を取り入れた第 3 期実行計画等の策定に取り組みます。

また、当該計画等の策定にあたっては、令和 4 年 12 月に国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の内容を勘案しつつ、整合を図るとともに、多様化する課題の解決や魅力向上につながるよう、施策の具体化を図ります。

重点的な取り組み：行財政改革プラン 2020 に基づく取り組み

計画期間の最終年度となるため、個別改革課題の取組目標の達成に向けた着実な推進を図ります。また、持続可能な行財政運営や更なる市民サービスの向上を見据えるにあたり、現プランのこれまでの取組結果を踏まえ、令和 6 年度を始期とする新たな行財政改革プランの策定について検討を進めます。

重点的な取り組み：安定した財政運営の維持への取り組み

将来に向けて安定した財政運営を維持するため、アフターコロナを踏まえた DX 化の推進をはじめとした社会情勢や行政需要の変化及び物価高騰による影響など歳入・歳出両面からの財政負担への影響を踏まえた上で、枚方市駅周辺の再整備を始めとした本市の重点的な事業について、着実に推進していけるよう、長期的な視点による財政状況の把握に努めます。また、限られた財源の中で、効果的な予算編成に取り組むことにより、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる強

固な財政基盤の確立を目指します。

重点的な取り組み：公共施設マネジメントの推進

今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」及び「個別施設計画（総合編）」に基づき、施設の「長寿命化」「複合化」「集約化」などを進めて最適な施設配置を実現できるよう、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。

高陵小学校と中宮北小学校の統合により発生した旧中宮北小学校跡地について、引き続き関係部署との協議・検討を進め、施設総量の最適化も踏まえた活用方法を検討します。

現在、各施設単位で行っている維持管理業務や修繕業務を包括的に委託し、スケールメリットを得るとともに事務の効率化や均質的な施設の情報管理を図る施設の包括管理について、他市状況の収集を進め、本市で導入するにあたっての効果やリスクを検証し、導入施設の検討を行います。

重点的な取り組み：行政課題の解決につながる公民連携の推進及び財源確保に向けた取り組み

公民連携による取り組みについては、これまでの連携効果や課題等の分析・検証を行いながら、さらなる市民サービスの向上や地域経済の活性化、財政負担の抑制等、様々な行政課題の解決につながるよう取り組みを進めます。

また、寄附等による財源確保策については、企業の関心が高い分野の施策を重点的に PR するとともに、企業への積極的なアプローチによって企業版ふるさと納税による寄附の促進を図ります。あわせて、更なる財源確保に加え、市内産業や地域の活性化に繋げていくために新たな寄附制度の構築を進めます。

令和5年度
(2023年度)

市駅周辺まち活性化部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ①地域資源を生かした魅力あふれる拠点づくりの推進
- ②枚方市駅周辺再整備に向けた機運の醸成
- ③国・府をはじめ事業者など様々な関係者との連携、協力
- ④議会や市民への丁寧な情報共有

＜部の構成＞

市駅周辺まち活性化部

＜主な担当事務＞

- (1) 枚方市駅周辺の再整備に係る企画、立案、調整及び実施に関すること
- (2) 枚方市駅周辺の再整備等に係るエリアマネジメントに関すること

重点的な取り組み：枚方市駅周辺再整備の推進（③街区を除く）

枚方市駅周辺再整備については、枚方市駅周辺再整備ビジョンの実現に向けて、令和3年3月に枚方市駅周辺再整備基本計画を策定しており、令和5年度には、まちの魅力やまちづくりの実現性をさらに高めるため、同計画の改訂版（素案）のパブリックコメントおよび市民説明会を実施し、改訂に取り組みます。

また、同計画に基づき自然や歴史文化といった多くの地域資源を生かしながら広域都市圏の中心的な機能を集積する広域中心拠点を目指し、まちづくりの実現に取り組みを進めていきます。

④⑤街区のまちづくりでは、「④⑤街区の市有地を有効活用したまちづくりの考え方（案）」を反映した同計画に基づき、環境影響評価や都市計画の決定に向けて、UR 都市機構と連携等を図りながらまちづくりの実現に取り組みます。

併せて、国・府・市有財産の最適利用を目指し、国・大阪府と更に情報の共有を図りながら、新庁舎の位置の決定に向けて取り組みます。

④⑤街区の土地利用 イメージ図

～みどりの大空間と調和した新たなまちの魅力創出～



②街区のまちづくりでは、可能性調査等を継続し、権利者の生活再建を踏まえた再整備の実現に向けて地権者との勉強会などに取り組みます。

①街区においては、地権者の求めに応じた技術的支援などによりまちづくりの機運醸成を図ります。

また、持続的にまちの魅力を高めるためのエリアマネジメントの実現に向けた取り組みとして、引き続き、公共空間活用の可能性について UR 都市機構やプレイヤーなどと協力しながら社会実験などを実施し、庁内連携により、地域主体の取り組みに繋げることを目指します。

重点的な取り組み：③街区における枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の推進

③街区のまちづくりは、他の街区に先駆け、権利者主体の市街地再開発事業として、土地の高度利用による多様な都市機能の集積と都市居住の誘導を図るとともに、歩行者回遊動線の形成、防災機能の強化に向け、建物等工事の順次完了を目指しています。合わせて、駅前交通広場及び区画道路等の公共施設の整備による交通結節点機能の強化に取り組んでいます。

令和5年度は、令和6年度の供用開始に向け、引き続き、市街地再開発組合が予定している建築工事の推進、駅前広場整備を進めるため、国、大阪府と連携して補助金や技術的支援を行っていきます。

重点的な取り組み：新庁舎整備に向けた検討

新庁舎整備については、国との合同庁舎化の検討や「④⑤街区の市有地を有効活用したまちづくりの考え方（案）」、「新庁舎整備基本計画策定の考え方（案）」と整合を図りながら、ICTを積極的に活用することで、ワンストップ化が図れる総合窓口の検討やスマート自治体を実践できる、よりコンパクトな新庁舎を目指して、庁内連携により検討を進めます。

③街区での行政サービス再編については、枚方市駅周辺の魅力や行政サービスの質、市民の安全性・利便性の向上を図るため、市街地再開発組合と連携を図りながら、内装工事に着手し、令和6年度の完了に向けて進めていきます。

令和5年度 (2023年度)	市民生活部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 近年、経済活動や市民生活において急速にデジタル技術の導入が進んでいる状況を踏まえ、ICTのさらなる活用を進めることで、市民生活に必要な各種手続き等をより便利で迅速に行えるよう取り組むとともに、市民一人ひとりに寄り添った丁寧な市民サービスの提供に努め、市民満足度の向上を図ります。 ①市民の視点に立った丁寧な窓口サービスの提供 ②スマート自治体を見据えた市民サービスの向上	
＜部の構成＞ 市民室地域サービス課 市民室市民課 国民健康保険室国民健康保険課 国民健康保険室後期高齢者医療課 年金児童手当課 医療助成課 税務室市民税課 税務室資産税課 税務室納税課 税務室債権回収課	＜主な担当事務＞ (1)戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、住居表示に関する こと。 (2)番号法に基づく個人番号の付番及び個人番号カード の交付等に関すること。 (3)国民健康保険に関すること。 (4)後期高齢者医療に関すること。 (5)国民年金に関すること。 (6)児童の扶養に係る手当に関すること。 (7)医療助成に関すること。 (8)市税に関すること。 (9)税外債権に関すること。

重点的な取り組み：③街区（仮称）市民窓口開設に向けた取り組み

令和6年度前期に開設予定の③街区（仮称）市民窓口では、利用者が便利になったと実感できる行政窓口を目指し、北部リーフにおいて健康福祉部が先行して行うデジタル技術を活用した遠隔相談や手続きの試行実施について、北部支所においても連携を図りながら取り組みを進めます。その取り組み結果を踏まえ、DXによる③街区（仮称）市民窓口の在り方について検討します。

重点的な取り組み：本人通知制度の活用を含めた証明交付事業の適正な運用の促進

住民票の写しや戸籍謄本等は第三者でも取得できることから、不正請求や不正取得の抑止を目的として、その事実を本人に通知する制度を実施しているところです。本制度の市民への周知と利用者の拡大を図るために、市が主催するイベントなどにおいて出張受付を実施します。また、不正取得の疑いが判明した場合の対応について、他市の状況も調査するなど関係部署と連携しながら検討していきます。

重点的な取り組み：旅券（パスポート）の電子申請の導入

旅券（パスポート）の発行については、申請時及び交付時において来庁いただき、対面による受付を行っていますが、利便性の向上及び窓口の混雑緩和のため、令和5年6月から、マイナン

バーカードをお持ちの方を対象に、申請時については電子による受付を開始します。電子申請の開始にあたっては、広報ひらかたやホームページの掲載及び SNS の活用など、広く市民周知を図ります。

重点的な取り組み： マイナンバーカードの普及促進

これまで、国はマイナンバーカードの普及促進を図っており、令和5年2月末でマイナポイント事業第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請の受付も終了しました。本市においても非常に多くの申請をいただき、マイナンバーカードの申請率は、令和5年2月末時点で72.5パーセントとなりました。マイナンバーカードはスマート自治体への転換には欠かせないものであり、引き続き80パーセント以上の方にマイナンバーカードを申請いただけるよう普及促進に取り組みます。また、申請いただいた方に、いち早くマイナンバーカードをお届けし、利便性を享受してもらうため、休日の臨時開庁や交付窓口の増設など交付体制の強化を図るとともに、支所など身近な場所に出張し臨時交付窓口を開設するなど、マイナンバーカードの迅速かつ円滑な交付を進めます。

重点的な取り組み： 子ども医療費助成に係る対象年齢拡大及び若者入院医療費助成の運用開始

令和5年8月診療分から、子ども医療費助成制度に係る対象年齢拡大（18歳の年度末まで）及び若者入院医療費助成制度（19歳から22歳まで）を実施します。また、医療証を現行の紙製からプラスチックカードへ変更します。

市民に対し、助成制度拡充についての周知に努めるとともに、医療証発行等の事前準備を迅速に進め、円滑に制度を開始できるよう努めます。

重点的な取り組み： 市税や保険料等の収納率の維持・向上及び納付手法の多様化

昨年度導入した金融資産等調査の電子照会を積極的に活用し、迅速かつ効率的な滞納処分に繋がるとともに、その効果検証を行い、全庁的な活用についても関係部署と連携しながら検討を進めます。

市の財源の根幹となる市税については、昨今の物価上昇に伴う経済の低迷等により厳しい徴税環境が続いていますが、納税者の事情等を考慮しながら、引き続き、公平かつ公正な徴収に取り組み、徴収率（令和3年度99.5%）の維持に努めます。

国民健康保険料について、令和5年度の現年度分収納率の目標を、前年度より1.3ポイント高い95.5%に設定しており、さらなる収納率向上のため、積極的な口座振替への勧奨を行います。

後期高齢者医療保険料については、現年度分収納率（令和3年度99.65%）が府内平均（99.51%）を上回っており、引き続き高い収納率を維持するためにも、口座振替の効果的な勧奨を行うことで、収め忘れなどを防ぎ、適切な納付に繋がります。

一方、保険料徴収にあたっては、滞納者に寄り添った、丁寧できめ細やかな納付相談を実施し、

適切な納付に繋がります。

また、納付者の利便性向上のため、地方税統一QRコードの導入やスマートフォンアプリを利用した決済サービスの拡充を図ります。

重点的な取り組み：税外債権に係る未収金対策等の取り組みの推進

税外債権に係る未収金対策の取り組みとして、昨年度に引き続き、処理困難事案等の積極的な滞納整理を行い、令和3年度の未収金から3億円の縮減を目指します。また、債権回収にあたっての基本的な考え方や標準的な手順を整理した全庁的なマニュアルを作成します。

令和5年度
(2023年度)

総務部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

より質の高い市民サービスの提供のため、職員的能力開発、人材育成を一層推進することで組織力の向上を図るとともに、一人ひとりが組織の目標・理念を理解したうえで自ら考え行動していくこと、風通しのよい組織風土の全庁的な定着に向けて総務部が主導的役割を果たしながら、以下の取り組みを実践することで、失敗を恐れず変化・変革に果敢に挑戦できる組織の構築に取り組みます。

- ① 目的意識をしっかりと持ち、失敗を恐れず変化に柔軟かつ迅速に対応できる人材の育成と、それを支える組織風土の醸成
- ② 職責、組織を超えて横断的につながり、相互応援で業務平準化を図るなど組織一丸となる体制の構築
- ③ 職員一人ひとりの思いや考えをくみ取る風通しの良さと、新しい発想を結集して、改善・挑戦し続ける組織の醸成、職員の心身の健康と安全を確保し、健康でいきいきとした職場づくりの推進
- ④ 地方公務員としての役割や必要とされる能力を認識し、知識や必要な技術を身につけるため、自己研鑽を図りながら成長し続ける職員の育成
- ⑤ より高いコンプライアンス、人権尊重の意識を醸成し、不正行為やハラスメントが発生しない組織の実現

＜部の構成＞

人事課
職員課
コンプライアンス推進課
総務管理課
財産管理課
契約課
工事検査課

＜主な担当事務＞

- (1) 職員の人事、人材育成、給与等に関する事務
- (2) 公正な職務執行の推進、情報公開に関する事務
- (3) 文書管理、法規、情報公開及び個人情報保護に関する事務
- (4) 庁舎管理、統計に関する事務
- (5) 市有財産総括管理・活用、財産区に関する事務
- (6) 契約、建設工事の検査に関する事務

重点的な取り組み：変化・変革に挑戦できる職員の意識改革、風通しのよい職場づくり

令和3年3月に改定した人材育成基本方針の「理念」を実現するため、組織全体が、「職員のありべき姿」、「職員の行動指針」に基づき、方向性を一つにして人材育成の取り組みを行うよう、人事諸制度の改編や各種訓練・研修等の取り組みを進め、変化・変革に挑戦できる職員の意識改革をさらに図るとともに、風通しのよい職場づくりの浸透に向けた取り組みを進めます。

具体的には、人事評価制度の充実のほか、市の課題解決に向けた組織横断的なワーキンググループの設置など他部署との連携強化、組織の垣根を越えた積極的な取り組みに対する職員表彰、さらには新たに実施するEBPM研修など、職員の意欲や成果に応えられる取り組みを通じ、継続的な庁内の活性化を図ります。

また、風通しがよく、働きやすい職場づくりに向けて、各種研修等を通じて幹部職員、管理職員を中心に組織全体の意識改革を進めるとともに、コンプライアンス意識の更なる向上、ハラスメント防止に向けた取り組みの改善、充実に取り組みます。特に、ハラスメントの防止については、全職員を対象としたアンケート調査を行い、前回調査（平成30年度）からの経年変化を把握するだけでなく、パワーハラスメントについては、発生に係るリスク分析を民間の専門的知見を活用して行い、有効な防止対策に関する改善提案を受けます。これを踏まえ、全職員を対象とした研修を行うなど、具体的かつ効果的な対応につなげ、引き続き、人権が尊重される職場風土の醸成をめざします。

重点的な取り組み：最適な組織・権限の実現に向けた取り組み

様々な行政課題の解決に向け、迅速かつ的確に対応していくためには、機能的・効率的、また、柔軟な組織体制を構築することが必要です。

そのため、今後を見据えた体制の構築については、市民にとってわかりやすく、かつ、利便性の高い組織でなければならないということを念頭においた上で、本市としての組織のあるべき姿や適正な規模等を見極め、より最適な組織体制の実現及び組織間の連携の推進に向けた取り組みを進めます。

あわせて、職員一人ひとりのモチベーションを高めるとともに、そのポテンシャルを最大限に引き出すことができ、より効率的な執行体制への転換を図るため、決裁権限の見直しなど各職制における権限のあり方の検証・検討を進めます。

重点的な取り組み：健康経営の推進

全ての職員が心身ともに健康で、いきいきと働くことができる環境を整備することで、より良質な市民サービスの提供につなげることを目的に、令和4年度から庁内の健康経営の推進を本格実施し、令和5年3月に、大阪府内の自治体では初めて、経済産業省が設計している顕彰制度である健康経営優良法人2023（大規模法人部門）の認定を取得しました。

これまでからの取り組みに加え、今年度は新たな取り組みとして、メンタルヘルス不調者への対応として、「職場復帰支援の手引き」の作成、ストレスチェックで高ストレスだった職場などを対象とした専門職によるプッシュ型の面談を実施するとともに、長時間労働の縮減に向けた更なる取り組みとして、各部に対し部内各課の時間外勤務の状況を毎月提供し、業務の平準化の促進と労務マネジメントの拡充を図ります。

さらには、公民連携の枠組みを活用し、禁煙や運動習慣などの健康講座を開催し、職員のヘルスリテラシーの向上も図っていきます。

引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスの推進や健康診断の受診勧奨なども実施しつつ、健康経営を推進し認定取得を目指すとともに、市内事業者における健康経営の推進の旗振り役として、その支援を行っている健康福祉部と連携しながら、市内で働く方の健康づくりの取り組みを進めます。

重点的な取り組み：社会状況に適応した執務環境の整備

公文書の組織管理を徹底することを目的に進めているファイリングシステムの導入作業においては不要な保管庫等を撤去することから、執務室の省スペース化が図られているところであり、生み出されたスペースを来庁者の待合場所を拡充する等、市民目線に立った明るい庁舎づくりを進めるとともに、令和6年度前期にオープンを予定している③街区における枚方市駅前の行政サービスにおいては、風通しのよい職場環境の構築や臨機応変な市民対応を目指すため、固定しがちなコミュニケーションを円滑にするためのフリーアドレスに対応した什器等の導入を検討します。

また、エネルギー資源価格の高騰の影響により、電気使用料金の上昇が続いている中、現在、本庁舎内の執務室等で設置している照明を、消費電力の少ないLED照明に更新することにより、電気使用量の抑制を図り、温室効果ガスの排出削減に取り組めます。

重点的な取り組み：市有財産の有効活用による財源確保

未利用となっている市有地については、課題整理を終えたものから順次、売却を進めており、今年度は、元市営住宅用地（藤阪中町）などの売却に取り組めます。

また、ネーミングライツについては、これまでから募集している施設に加えて新たに生涯学習市民センターや運動公園などの対象施設や、イベントや講座等のソフト事業における対象事業の拡大に取り組めます。また、これらの施設、事業で契約締結に結び付けられるように、すべての対象施設を紹介する統一的なパンフレットの配布、メールによる情報発信や企業訪問を行うなど、積極的な情報発信に努めることにより、事業者の参加意欲の向上に繋がる取り組みを進めます。（効果額：9,016万円）

重点的な取り組み：契約発注した業務の効果的な履行の確保の推進

発注した業務がより効果的に履行されるよう、監督及び検査の水準の向上を進めます。具体的には、委託業務の適正な管理を行うため、履行確認の手引や再委託に関する指針を整備し、その内容を浸透させる手法として、内部統制制度の活用や職員研修に取り組めます。また、仕様書の品質を向上させるため、引き続き共通仕様書の整備を進めます。

あわせて、委託業務の品質を確保するため、入札参加資格要件の見直しに取り組むとともに、事業者に不正又は不誠実な行為があったときには厳正に対処するよう取り組みを続けます。

重点的な取り組み：電子契約の推進

令和4年度（2022年度）から本市独自に試行運用している電子契約について、令和5年度（2023年度）から、大阪府における電子契約システム共同化に参加するとともに、各課で行う契約締結に活用範囲の拡大を進め、導入効果を高めます。

重点的な取り組み：工事関係図書の電子化について

現在、施工計画図や完成図書などの工事関係図書については、施工写真等の電子納品を除き、その多くを紙による納品を求めています。そのため、工事関係図書の保管場所の確保や全庁的に進めています業務の電子化を踏まえ、省スペース化や業務の効率化の観点から、電子化での提出が可能な図書の選定や、簡素化に向けた検討を行い、双方の負担軽減に繋がるよう取り組みを進めます。

重点的な取り組み：公用車の電動化の推進

2030年度までの公用車における電動車の導入目標と年次別移行計画や、令和4年11月に定めた「枚方市電動車等導入指針」に基づき、枚方市地球温暖化対策実行計画（枚方市役所CO₂削減プラン）に掲げる温室効果ガスの排出削減に向け、電動化に向けた年次別移行計画の進行管理に取り組むことにより、引き続き、全庁的な取り組みとして進めます。

令和5年度 (2023年度)	観光にぎわい部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 2025年大阪・関西万博に向け、歴史・文化・芸術・スポーツ・食といった本市の地域資源を活用した施策をひらかた万博の一環として戦略的に展開し、にぎわいの創出及び地域経済活性化につなげます。	
＜部の構成＞ 観光交流課 商工振興課 農業振興課 文化生涯学習課 文化財課 スポーツ振興課	＜主な担当事務＞ (1)観光及び都市交流に関すること。 (2)商工業に関すること。 (3)農業及び里山に関すること。 (4)文化および生涯学習に関すること。 (5)文化財に関すること。 (6)スポーツに関すること。

重点的な取り組み：戦略的な観光施策の展開



◆市駅周辺で生まれつつある「活性化要素」を活かす

毎月第2日曜に開かれる「枚方宿くらわんか五六市」は約8,000人が訪れるまちなか市として人気が定着しています。そうした中、枚方から八軒家浜の間では淀川舟運の定期運航が行われており、さらに国においては、万博会場となる夢洲が位置する大阪湾と淀川上流の航行を可能とするため、淀川大堰に新たな閘門を整備する工事が進行しています。また、令和3年にオープンした総合文化芸術センターでは音楽や演劇、アートで多くの人が訪れており、令和6年には枚方市駅前に新たなホテルも完成予定です。令和7年に開催される大阪・関西万博に向けて、これらの地域資源を生かしながら、枚方宿界隈や淀川河川敷、枚方市駅周辺のにぎわいを創出し、地域経済の活性化に繋がるよう、持続性のある観光施策に取り組めます。

◆枚方宿を起点に「楽しい」「おいしい」が待っている「淀川の中継港」へ

上記のことを踏まえ、現在の枚方市を形作った歴史を持つ「枚方宿地区」を起点とし、枚方市駅～淀川河川エリア、枚方公園駅までの地域を「面」で捉えることでにぎわいが生まれるよう、観光を「デザインする」視点で取り組みます。令和4年度に策定した枚方市観光ロードマップで掲げた「楽しい」「おいしい」が待っている現代版「淀川の中継港」を目指し、民間事業者や国、府、淀川沿川自治体との連携も深めながら、枚方観光の顔となる淀川舟運のコンテンツ充実や淀川河川エリアを活用したアウトドア・アクティビティのさらなる活性化に取り組めます。また、生み出されたにぎわいが市域全体へ波及するよう、市の花「菊」や「七夕」など枚方ならではのキーワードを生かしながら、市内店舗を含む地域資源を磨き上げ、枚方をまるごと楽しむ観光を「くらわんかツーリズム」として発信していきます。

◆にぎわい創出の拠点整備と観光施策の担い手

枚方宿の中心にあり淀川河川敷にも近い幼児療育園跡地の活用については、にぎわい創出の新たな拠点となるよう、民設民営での整備に向けて取り組めます。また、観光施策の推進にあたっては、観光の礎となる歴史・文化といった地域資源の保存や伝承・活用を担う枚方文化観光協会や、地域の「稼ぐ力」を引き出し、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の担い手として、令和5年3月に観光庁の認定を受けた候補DMO「一般社団法人くравんか観光マネジメント」など、本市の観光施策を担う多様な関係団体がそれぞれの強みを生かし、枚方のポテンシャルを最大限に発揮できるよう連携して取り組んでいきます。

重点的な取り組み：創業環境の充実

起業の創出・地域企業支援施設である地域活性化支援センターにおいて、令和6年4月のリニューアルオープンに向けて、テレワークや創業の準備段階から経営支援まで幅広い利用が可能となるコワーキングスペース・シェアオフィスの設置、子育て世代の創業・就労を支援する一時預かり保育サービスの試行実施など、多様な利用ニーズにも応えられる環境整備を図ります。

併せて、施設運営においても、地域活性化支援センターのビジョンとして「多くの方の知見を活用できるコミュニティ型の創業支援施設へ」を掲げ、市内の創業の機運を高め、創業者や事業者のコミュニティ形成に資するとともに、さらなる利用環境の充実に向けた事業を展開します。

また、市内関係機関で構成する「創業支援事業連絡会」や三者連携協定を締結した北大阪商工会議所・枚方信用金庫との連携強化を図り、「手厚いサポートのある関西一創業しやすい街枚方」の実現を目指して取り組めます。

重点的な取り組み：地域経済の活性化に向けた市内事業者への支援

2025年の大阪・関西万博を見据え、市内のものづくり企業の認知度向上と地域経済の活性化を図るため、企業と地域で一体的に実施していく「オープンファクトリー」の開催に向け、ひらかた地域産業クラスター研究会と協力して取り組めます。これにより、地域住民にとって街の魅力を再認識する契機とするとともに、地域に根差す企業としての意識の芽生えややりがいを得る機会とし、地域内外からの集客に繋がります。

また、早期にエネルギー価格の高騰により経済的に大きな影響を受けている市内の小規模事業者の負担軽減を図るための支援に取り組めます。

重点的な取り組み：「地域計画」の策定

これまでは「人・農地プラン」において、地域における農業の将来のあり方等を明確化してきましたが、令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称を変え同法に位置付けられました。この地域計画では、新たに「10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」「農用地の集積・集約化の取組」などを明確化する必要があります。

枚方市農業委員会が「10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化する目標地図」の素案を作成し、農地の現況・将来についての意向を把握し、集約したうえで地域の状況に応じた話し合い活動を実施し、地域計画の策定に取り組めます。

重点的な取り組み： 東部地域の活性化と里山保全

本市東部地域の良好な地域環境を維持しながら、地域資源を観光資源として位置付け、多くの人が地域を訪れ、その魅力を感じてもらえるよう、摂南大学農学部や地元区、ボランティア団体や事業者等と連携を図り、森林でのセラピーやヨガ、地域資源を生かしたタケノコ堀りなどの収穫体験、里山ウォーキングや栽培体験など、里山と農を生かした「癒しの郷 氷室・津田～美 (be)Health プロジェクト～」に取り組みます。

また、東部地域の豊かな自然環境を守るため、森林ボランティアをはじめとする新たな担い手の発掘に取り組むとともに、里山保全活動団体や企業による環境貢献活動を支援するなど、引き続き、里山保全の取り組みを進めます。



重点的な取り組み： 農業の産業化促進・6次産業化の推進

市内で収穫された野菜などを活用し、摂南大学農学部や農業従事者、企業等と連携を図り、地域特性や消費者ニーズに対応した新たな商品化に向けた検討を行うとともに販路拡大に努めるなど、農業の産業化促進に取り組みます。併せて、新たな担い手となる新規就農者支援事業を継続することで、遊休農地の解消や農業振興を図るとともに、都市農業の強みを生かし、農業ふれあいツアーの充実や直売所等での農産物販売を通じて、新鮮な農産物を市民に供給する機会を提供していきます。また、消費者ニーズに対応した「6次産業化」を推進するために、「6次産業化基本方針」を策定します。



重点的な取り組み： サンプラザ生涯学習課市民センターの③街区への移転

◆生涯学習交流センターの開館に向けた取り組み

サンプラザ3号館5階で運営しているサンプラザ生涯学習市民センターは、市駅周辺再整備に伴い、令和6年度前期を目途に③街区の3工区ビルに移転し、新たに生涯学習交流センターとして開館することから、図書館が併設されることも踏まえ、生涯学習交流センターの運営方法について検討するとともに、備品の調達など移転に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

重点的な取り組み： 文化芸術活動の発展とにぎわいの創出

◆総合文化芸術センターから「文化芸術のまち」を発信

令和3年8月に開館した本市の文化芸術の拠点施設である総合文化芸術センターにおいて、国内外の著名なアーティストを招聘した事業や、枚方T-S I T Eや京阪ホールディングスなどと共催事業を実施していくことで、市内外から多くの人々が来館していただける施設となるよう運営していくとともに、来館者が市駅周辺商業施設等に流入できる仕掛けを作り、市駅周辺の活性化に繋げてまいります。

◆子どもや若い世代の文化芸術に触れる機会の充実

本市の子どもや若い世代が優れた文化芸術を鑑賞し体験する機会の充実を図ることを目的に、

教育委員会と連携を図りながら、全市立小学校高学年を対象とした音楽やダンスなどのアウトリーチ事業や連携協定を締結している大阪フィルハーモニー交響楽団による、全市立中学校１年生を対象としたフルオーケストラ鑑賞会を総合文化芸術センターで実施します。

重点的な取り組み：文化財の保存と活用

◆特別史跡百済寺跡の整備と魅力発信

歴史的建造物である築地塀の復元工事を進め、工事の進捗に応じて見学会を開催します。市内大学に協力いただき、新たな技術を取り込んだＡＲ映像などＩＣＴ技術を活用した魅力発信に取り組めます。

◆文化財の大切さを伝える啓発事業

出土遺物に直接「見て、触れて、感じる」ことができる市民歴史講座の実施や、歴史ウォーク・各種刊行物の発行など普及啓発に取り組めます。地元店舗等と連携した枚方宿まちかど歴史展示や鋳物の歴史を体感できるくらわんか鋳物ツーリズムを市内の鋳物製造企業の協力を得て実施します。

◆埋蔵文化財調査の確実な履行と公開

文化財保護法に基づく発掘調査が、大型開発事業を含め多数見込まれるため、調査を確実に実施し、その成果を市民に公開するほか、調査記録を年報にまとめ、図書館や自治体に配布します。

重点的な取り組み：スポーツ施策の充実

◆スポーツに親しめる機会の充実と生涯スポーツの推進

ひらかた万博の一環として、サインバスケットボールなど障害者スポーツを含めさまざまなスポーツの体験を行うことができるイベント及びラグビーＷ杯の応援イベントなどを実施します。こうしたイベントの実施やスポーツの環境づくりを進め、あらゆる世代がスポーツに親しめる多様な機会の充実や、健康寿命の延伸を目指す生涯スポーツの推進の観点からも文化・観光・健康福祉の分野とも連携を深めます。

◆地元スポーツチームとの連携

夢と魅力あふれるまちづくりに向け、スポーツのすそ野を広げるため、枚方が本拠地のチーム「パナソニックパンサーズ」「ＦＣティアモ枚方」の知名度アップを図り、地域と交流できる機会を増やします。また、応援のぼり旗の活用を展開するとともに、情報発信の強化などで「みるスポーツ」を促進し、スポーツの実施率向上や賑わいの創出につなげます。



令和5年度
(2023年度)

健康福祉部の取り組み

<部長の方針・考え方>

子どもからお年寄りまで、全ての市民が、“枚方市”でいつまでも心身ともに健康で安心して暮らせるよう、福祉事務所・保健所と一体となって、所属職員が力を合わせ、様々な施策に積極的に取り組みます。

- ①全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、総合的に支援します。
- ②ひらかたポイントを活用し、市民の健康づくりを推進します。
- ③デジタル技術を活用し、健康福祉分野にかかる遠隔窓口による相談や手続きを試行実施し、新しい市民窓口の開設につなげます。
- ④健康寿命の延伸に向け、各種計画の策定において具体的な目標等を定めるとともに、効果的な介護予防事業の推進を図ります。
- ⑤複合的な課題を有する方への「重層的支援体制整備」の充実、認知症施策の総合的な推進、災害時に要配慮者が困らない環境整備、高齢者の見守りサービスの充実、判断能力が不十分な方の権利擁護支援の強化など、困りごとを抱える方々が安心して暮らせるための取り組みを進めます。

<部の構成>

健康福祉政策課
健康寿命推進室 長寿・介護保険課
健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課
健康寿命推進室 母子保健課
新型コロナワクチン接種対策室
福祉指導監査課

<主な担当事務>

- (1)健康・医療・福祉に関すること。
- (2)高齢者福祉・介護保険に関すること。
- (3)健康づくり・介護予防に関すること。
- (4)母子保健に関すること。
- (5)新型コロナワクチン接種対策に関すること。
- (6)福祉関連法人の指導監査等に関すること。

重点的な取り組み：出産・子育てに関する支援の推進

全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」を充実し、「経済的支援」と一体的に実施する「出産・子育て応援事業」を継続して実施します。また、新たに、経済的支援の拡充として、妊娠期においては、住民税非課税世帯の妊婦が経済的な理由から、産科の受診が遅れないよう、低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を助成します。さらに、出産後においては、産後ケア事業の利用料を減免し、妊娠早期から切れ目のない支援を推進します。

あわせて、出産・子育てに関する支援のさらなる推進を図るため、産後ケア事業等において利用者のニーズの把握に努め、より良いサービスのあり方について検討します。

重点的な取り組み：乳幼児健康診査事後指導事業（親子教室）の充実

乳幼児健康診査の結果により、経過観察が必要と判断された1歳6か月以降の子どもを対象として実施している「親子教室」について、これまで以上に子どもの成長を支援するために、1歳0か月頃の子どものとその保護者を対象とした教室「とことこグループ」を新たに開設し、親子での遊びや保護者同士の交流などを通じて、健やかな発達の支援に努めます。

重点的な取り組み：こども家庭センターの設置に向けた検討

令和6年度前期開設予定の③街区への母子保健機能の移転に際し、国が示す児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）と母子保健（子育て世代包括支援センター）の一体的支援を行う「こども家庭センター」の設置に向け、組織体制や業務内容等の検討を行います。

重点的な取り組み：ひらかたポイントを活用した健康づくりの推進

ウォーキングやスポーツ活動などを通し、幅広い世代がひらかたポイントを活用できる取り組みの推進を図ります。

また、健康経営を推進する企業等を後押しできるようにひらかたポイントの活用を促すほか、ロゲイニング要素を取り入れたポイント付与企画の検討や、民間キャッシュレスポイントへの交換方法の検討など、市民の健康づくりを推進するポイント制度の幅広い仕組みづくりに取り組みます。

重点的な取り組み：デジタル技術を活用した相談窓口の試行実施

新たな地域拠点を目指す取り組みとして、北部リーフにおける健康福祉分野にかかる相談や手続きについて、デジタル技術を活用して本庁の所管課職員との双方向通信により遠隔対応できる窓口を試行開設します。この試行結果を踏まえ、令和6年度前期開設予定の③街区（仮称）市民窓口のあり方について検討を進めます。

重点的な取り組み：健康寿命の延伸に向けた取り組みの推進

健康寿命の延伸に向け、健診データや介護データ等のビックデータ（KDB等）を利活用しながら健康状態不明者を把握し、適切な支援につなげるために個別訪問を行うハイリスクアプローチなどにより、誰一人取り残さない実効性をもつ効果的な健康づくりを推進していきます。また、高齢者が生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができるまちづくりをめざすとともに、市民の健康づくりの指針となるよう健康寿命の延伸に向けた具体的な目標等を定めた次期計画として、「第3次枚方市健康増進計画」、「第2次枚方市歯科口腔保健計画」、「第4次枚方市食育推進計画」及び「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）」を策定します。あわせて、市民生活部（国民健康保険課）と枚方市国民健康保険被保険者を対象とした「第3期特定健康診査等実施計画」及び「第2期データヘルス計画」についても策定を行います。

重点的な取り組み：介護予防事業における自主グループの活動支援の推進

「ひらかた元気くらわんか体操実施グループ」や「くらわんかウォークーズ（ノルディック・ウォーキング実践グループ）」等の運動ツールを活用するグループや高齢者居場所等の通いの場で活躍している既存グループが、さらなるフレイル予防に取り組むことができるよう、新たに医療専門職等による膝痛を予防する運動や栄養の改善、口腔機能の向上に関する普及啓発等に努めます。

また、成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した介護予防事業については、仲間との「つながり」を重視した自主グループ化に向けた支援を行い、「やりがい」や「生きがい」を持つことができるよう取り組みを進めます。さらに、これら民間事業者が持つブランディング等のアイデアやノウハウについては、今後の介護予防事業の取り組みにおいて活用できるよう検討を行います。

重点的な取り組み：福祉施設等の安定的な運営に向けた指導監督の実施

介護保険事業者、障害福祉事業者及び障害児通所支援事業者へ集団指導等の実施により情報発信に取り組みます。

福祉施設等の適正な管理と安定的な運営体制の確保につながるよう指導監督を行い、福祉サービスの向上を図ります。

令和6年度に介護保険・障害福祉サービス事業等の報酬改定等が予定されており、国等への情報収集に努め、的確に対応していきます。

重点的な取り組み：新型コロナワクチンの円滑な接種

新型コロナワクチン接種については、重症化リスクの高い高齢者等を対象とする5月開始の「春開始接種」と、5歳以上の人を対象とする9月開始予定の「秋開始接種」での追加接種など、希望されるすべての市民に安心・安全にワクチンを接種していただけるよう、医療機関等と連携を図りながら接種体制をしっかりと整え実施します。

また、ワクチン接種に係るコールセンターを含む委託業務について、オペレータ等の対応状況を適時確認するなど適正な管理運営を行います。

重点的な取り組み：重層的支援体制の整備

地域共生社会の実現をめざして、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合的な課題を有する方への相談・支援を行うコミュニティソーシャルワーカーの活動を充実させるとともに、福祉事務所が取り組む健康福祉に関する総合相談と連携した相談支援体制の強化を図ります。あわせて、支援関係者と緊密な連携を図り、困りごとを抱えた方の把握から必要な支援までを行う重層的支援体制整備の充実を図ります。

重点的な取り組み：認知症支援体制の充実

「2025 年・2040 年問題」への対応を見据えた「地域包括ケアシステム」を推進するため、重要な取り組みの一つである認知症支援対策の充実を図ります。具体的には、認知症やその疑いがある方、また、その家族などに対し相談・支援、予防や見守り、適切な医療の提供など必要な支援が早期に届くよう、地域包括支援センターや市内医療機関（かかりつけ医）等の相談支援機関、認知症サポート医との連携体制の充実に取り組みます。また福祉事務所などを含め、市で実施する認知症の予防や認知症の方への支援策に係る施策の取りまとめを行い、認知症施策の総合的な推進を図ります。

重点的な取り組み：災害時の体制整備に関する取り組み

災害時に自力で避難することができない要配慮者が速やかに避難できる環境整備に努めます。また、避難所での生活が困難な災害時要配慮者が避難生活を送る福祉避難場所について、開設準備から開設に向けた体制整備に努めるとともに、災害発生時に「防ぎえた災害死」を最小とすため拠点応急救護所の仕組みづくりや訓練の実施等、災害医療体制の整備に取り組みます。

重点的な取り組み：高齢者見守りサービスの拡充に向けた検証

一人暮らし高齢者が、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、現在実施している固定電話回線による緊急通報装置の貸与に加え、キッズフォンを活用した「緊急通報システム」と、一定時間反応がない場合に必要に応じて事業者が駆けつける「見守りセンサー」を公民連携により試行導入し、高齢者見守りサービスの拡充に向けた検証を行います。

重点的な取り組み：ひらかた権利擁護成年後見センターの機能強化

成年後見制度の利用促進と合わせて、必要に応じ専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による派遣相談事業の実施や、被後見人などを直接支援している支援機関との協議・情報共有の場として「相談支援部会」を設置するなど、地域連携ネットワークを強化し、被後見人や後見人をチームとして支援する体制を構築し、権利擁護支援に取り組みます。

令和5年度 (2023年度)	福祉事務所の取り組み
＜所長の方針・考え方＞ ① 福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に対して、あらゆる角度からもれなく個別に最適な支援をするとともに、エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組みます。 ② 障害の有無に関わらず、また、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、複雑化・複合化する生活課題を抱える人への支援体制を構築し、支援施策の充実や環境整備に取り組みます。	
＜部の構成＞ 健康福祉総合相談課 障害企画課 障害支援課 生活福祉課	＜主な担当事務＞ (1) 健康福祉相談に関すること。 (2) 障害者福祉に係る施策の企画、調整に関すること。 (3) 障害者福祉に係る施策の実施に関すること。 (4) 生活保護に関すること。

重点的な取り組み：エネルギー・食料品価格等の物価高騰における生活困窮者等への支援

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電気・ガス・食料品等価格高騰の影響を受けた低所得者に対し、給付金の対象世帯へ確実に給付が行えるよう、個別通知を行うとともに、ホームページへも掲載し周知を図ります。また、休業や失業等、様々な困難に直面した方には、生活困窮者自立支援制度等を通じて自立支援に取り組みます。加えて、収入が減少したことで、生活や住まいに不安を抱える方の相談件数は増加しており、その内容も多様化するなど、長期にわたる支援が求められているため、重層的支援体制整備事業の枠組みを活用し、今後も関係機関及び庁内部局間の連携を強化しながら、生活に困窮する方への切れ目のない支援に努めます。

重点的な取り組み：重層的支援のさらなる推進

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズによりきめ細かな支援が行き届くように、地域包括支援センターも含めた相談窓口の充実を目指すとともに、誰ひとり取り残さないという観点で、潜在化した課題にも注視しながら、関係機関との連携を強化して重層的支援体制の充実に取り組みます。

重点的な取り組み：認知症の理解促進と支援の推進

高齢化に伴い、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症の正しい知識の普及と理解の促進を図るため、世界アルツハイマーデー及び月間における取り組みを充実します。認知症サポーター養成講座については、より身近な地域で受講できる環境を整えるとともに、未来を担う小学生を対象に認知症に関する出前授業や地域への理解促進を図るため「オレンジガーデニングプロジェクト」に取り組みます。また、認知症の人とその家族が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症の方に優しい店など、地域や事業者と連携した取り組みを進めるとともに、「認知症コールセンター」の開設に向けた検討を進めるなど、総合的・一体的な支援体制の充実に取り組みます。

重点的な取り組み：デジタル技術を活用した相談・案内支援の取り組みの推進

北部支所（北部リーフ）における遠隔オンライン相談の試行実証を進めるとともに、支援・補助ツールとして、ホームページ上（PC や スマホ）で、いくつかの簡単な設問に答えることで、その人の状況に応じて利用できる支援制度やその手続きをわかりやすく情報提供できるシステム「健康福祉総合相談に係るガイドシステム」の構築を進めます。また、ひきこもり等の方に対する支援の一つとして、メタバースを活用して疑似見学・体験ができるようなツールの導入についても検討します。

重点的な取り組み：手話に関する普及活動の推進

「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の理念に基づいて、新型コロナウイルス感染症の影響等による規制が緩和される中、新しい生活様式に対応するため、スマートフォンやタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスの更なる利用促進を継続して進めます。また、手話は言語であるという認識のもと、小中学生を対象とした、手話への理解と普及促進に向けた取り組みを進めます。

重点的な取り組み：グループホームにおける重度障害者の受入促進

グループホームにおける重度障害者の受入れを促す目的で、4つの取り組みを行います。「障害者福祉サービス就職センター（無料職業紹介所）」を開設し、求職と就労のマッチングをきめ細かく行い、就労に結びつくよう努めます。拡充した「グループホーム世話人養成及び確保・定着支援補助金」を活用し、不足する世話人の解消に努めます。重度障害者の受け入れにつながるよう改編を行った「グループホーム運営支援補助金」、「グループホーム新規開設補助金」についても制度周知、活用促進に取り組み、重度であっても、障害者が自ら生活の場を選択し、住み続けたいまちで住み続けられるよう、努めます。

重点的な取り組み：枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）及び枚方市障害者計画（第4次）改訂版の策定

障害者の地域での生活を支援するため、令和5年度末の計画期間の完了に伴い、令和6年度から8年度を計画期間とする、枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）を策定します。また、計画期間を6年間として、終期を令和8年度末までとしていた枚方市障害者計画（第4次）についても、法改正や社会状況の変化等も踏まえ、概ね中間年にあたる令和5年度に、今後3年間の障害者施策の方向性について検証し、必要な改訂を行います。

重点的な取り組み：こどもの安心・安全対策支援事業の実施

令和4年度に発生した認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされた事件を受けて、早急に子どもの安全を守るとともに保護者の不安解消に繋げるため、事業所の送迎用バスへの安全装置、登降園管理システム、ICT技術を活用した子どもの見守り支援（子どもの見守りタグ等）の導入を支援します。

重点的な取り組み：医療的ケア児及びその家族に対する支援の取り組み

医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化を目的とした「医療的ケア児等通所支援事業」について、対象事業所の拡充や補助単価の改定等により、更なる支援を行います。

また、関係機関や今年度から開設された、大阪府の医療的ケア児支援センターとも連携を図りつつ、市内の医療的ケア児（者）の支援の拡充に向けて施策を検討します。

重点的な取り組み：避難所における要支援者への支援の取り組み

個別避難行動計画の作成に向けた取り組みを進めるとともに、避難所において要支援者が、どのような支援を求めているのかということを周囲の人に伝える手法などについて検討を進め、要支援者の避難行動における安全・安心の確保に努めます。

重点的な取り組み：スポーツを通じた障害者理解と社会参加の促進

障害のあるなしに関わらず参加できるeスポーツやウィルチェアスポーツ等の講習会を関係機関と連携し、開催するなどして、障害者の社会参加を促進しスポーツに慣れ親しんでいただく取り組み、障害の理解が深まる取り組みを進めます。

重点的な取り組み：生活困窮者自立支援制度の充実に向けた取り組みの推進

生活保護受給者及び生活困窮者等が抱える課題を整理し、日常生活や社会生活、就労に関する支援をそれぞれの基礎能力に応じた自立の促進を計画的かつ一貫して支援するため、生活保護受給者等就労支援事業及び生活困窮者等就労準備支援事業において、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入の取り組みを進めます。

令和5年度 (2023年度)	保健所の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、難病、精神保健、医事・薬事、食品・環境・動物衛生等、専門的な技術により市民の生活を安全に導いています。新型コロナウイルス感染症については、国や大阪府、関係機関との連携のもと、新型インフルエンザ等感染症からの類型変更後においても予防啓発から発生動向の把握などにより一般的な感染症対策に努めていきます。併せて、市民が種々の健康危機に直面した際に対処できるよう、保健所移転の機会をとらえ専門的かつ技術的業務の推進に取り組むとともに、有事に備えた体制整備、人材育成に取り組めます。 ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化 ②安全で快適な生活環境の確保 ③専門的かつ技術的業務の推進	
＜部の構成＞ 保健医療課 保健衛生課 保健予防課	＜主な担当事務＞ (1)健康危機管理に関すること。 (2)医事及び薬事に関すること。 (3)食品衛生・環境衛生に関すること。 (4)狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。 (5)感染症及び難病の対策等に関すること。 (6)精神保健に関すること。 (7)自殺対策に関すること。

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（1. 災害対策など）

今般の新型コロナウイルス感染症対応を経験したことから得た教訓や課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築のため、平時から計画的に保健所体制を整備する必要があります。その一環として、令和4年度には災害時の保健医療活動の基本となる「枚方市保健医療調整本部活動マニュアル」を策定し、非常時における地域の災害医療体制の調整や避難所巡回等を想定した災害対応研修等を実施しました。さらに、今年度は感染症法及び地域保健法の一部改正により、健康危機管理体制の強化を目的に健康危機の段階に応じた人員体制や業務重点化、人材育成のための研修・訓練等について記載した「健康危機対処計画（仮称）」を策定します。

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（2. 感染症対策など）

これまで、国・大阪府・医療機関等と連携しながら全庁的に取り組んできた新型コロナウイルス感染症対策は、令和5年5月8日から感染症法上の取扱いが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」に移行します。それに伴い行政措置の対象ではなくなり、原則として、インフルエンザなど他の疾病と同様に、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療提供体制の見直しが進められています。今後は国や大阪府の方針を確認の上、感染時の対応や備えについての周知を図り、市民の安心を確保しながら円滑な移行を目指します。

前述の「健康危機対処計画（仮称）」においては、感染症法の改正に基づき、大阪府及び本市が新たに策定する感染症予防計画との整合性を確保しつつ、既存の各種マニュアルや手引きの改定等を行います。また、大阪府が設置する連携協議会に参加し、府内の行政機関、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整します。

重点的な取り組み：健康危機管理対策の推進（3. 食中毒対策など）

市民が安全で快適に生活できるよう、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図ります。また、改正食品衛生法に基づくHACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、対象業種に遍く閲覧できるよう独自に作成した動画や様式を活用しながら、新たな衛生基準の普及・啓発・助言に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生の未然防止に努めます。

重点的な取り組み：保健所移転に伴う機能強化

枚方市駅周辺再整備にあたり、現在の保健センターを改修して令和7年度に保健所を移転する計画としており、今年度は実施設計を予定しています。よって、前述の健康危機管理対策の取り組みを推進するため、移転の機会をとらえ保健所機能を強化し、DXの推進により市民や事業者の利便性向上を図るとともに、多目的に活用できる諸室を整備し、健康づくりや地域活動の連携にも活用します。

また、市立ひらかた病院及び三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）の拠点である枚方市医師会館に隣接している立地を生かし、平時から関係機関・団体との連携をより一層深めながら、健康危機事象の発生時には「枚方市保健医療調整本部」を保健所に立ち上げ、協力して保健医療活動にあたるなど、災害時においても平時からの延長線上で健康危機管理の拠点となるよう、災害やパンデミック等の健康危機に備え、さらなる機能の強化を図ります。

重点的な取り組み：自殺予防対策の推進

平成31年3月に策定した「枚方市いのちを支える行動計画（自殺対策計画）」については、今年度に第2期計画を策定することを見据え、令和4年度中に市民に対してアンケート調査を実施しました。自殺対策を取り巻く状況を踏まえ、実績やデータを検証し、さらなる自殺予防対策を進めていくための計画を策定します。また、令和2年以降、全国的に自殺者数増加が継続し、本市でも増加傾向にあることを受け、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、さらなる「生きることの包括的支援」に向けて、全庁的に重層的な連携を図ります。

自ら命を断とうとする危機にある人やその家族などからの相談については、保健所における来所相談や訪問相談、「ひらかたいのちのほっとライン」における相談対応に加え、引き続き休日に個別相談会を実施するなど、相談機会の増加により問題の解決を進め、自殺の危機から早期に脱することができるような支援を行います。また、多数の市民が目にするデジタルサイネージや動画配信、各種研修会等により、すべての人にメンタルヘルスの重要性の理解を促進するため、自殺予防に関する広報や普及啓発を行います。

重点的な取り組み：高度医療機器使用患者レスパイト入院費用助成制度の開始

人工呼吸器等の生命維持に必要な高度医療機器を常時使用している難病患者等を対象に、安定した在宅療養を継続できるよう、家族介護者の休息支援及び災害時の避難行動を促進するため、レスパイト入院費用の助成を開始します。あわせて、患者・家族の不安を軽減し、スムーズに利用につながるよう、主治医や在宅支援に関わる機関、受け入れ病院との連携・調整を図っていきます。

令和5年度
(2023年度)

子ども未来部の取り組み

<部長の方針・考え方>

「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現をめざし、「子どもを守る条例」を踏まえた取り組みを進めるとともに、児童福祉分野と母子保健分野の相談・支援などを一体的に行う「こども家庭センター」の令和6年度開設に向けた検討を進めます。

子どもをめぐる課題が複合化・複雑化している中、一人ひとりの子どもに寄り添い、きめ細かい支援に取り組み、子育て世帯が安心して楽しく子育てができるよう、保護者の子育てにかかる不安感や負担の軽減を図るための取り組みを進めます。さらに、新婚世帯への支援を行うことで、若者世代の転入・定住促進、少子化対策につなげます。

[基本方針]

- ①切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の強化
- ②子どもが誰一人取り残されることのない支援の推進
- ③待機児童対策の推進
- ④子ども・若者への支援の充実
- ⑤教育・保育・療育・発達支援及び在宅支援の充実
- ⑥小学校へのスムーズな就学に向けた幼保こ小連携の推進
- ⑦保育の受入枠の有効活用
- ⑧子育てサービスの充実を図るための財源確保（公立保育所の民営化等の推進）
- ⑨教育・保育における安全安心の確保に向けた取り組みの推進

<部の構成>

子ども青少年政策課
子ども相談課
子ども支援課
私立保育幼稚園課
公立保育幼稚園課
市立ひらかた子ども発達支援センター
保育幼稚園入園課

<主な担当事務>

- (1)少子化対策及び子ども・青少年の健全育成に関すること
- (2)子ども、若者、ひとり親家庭等の相談・支援等に関すること
- (3)児童虐待の防止及びネットワーク支援に関すること
- (4)私立保育所（園）等との調整に関すること
- (5)市立保育所・幼稚園及び児童発達支援センターに関すること
- (6)保育の利用など子育て支援に関すること

重点的な取り組み：切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の強化



妊娠期から子育て期にわたって、継続的に子どもの育ちを見守り、良質かつ適切な保健・医療・療育・福祉・教育の提供を目指す中、「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）と「子育て世代包括支援センター」（母子保健）での相談・支援などを一体的に行う「こども家庭センター」について、令和6年度開設に向けた取り組みを進め、本市がこれまで進めてきた切れ目のない支援策をさらに充実させることで、「安心して楽しく子育てできるまち」の実現に繋がります。

児童虐待をはじめ子どもに関する様々な課題について、子どもの育ち見守り室が「司令塔」となり、子ども一人ひとりの状況にあわせた支援を届けるとともに、関係部署と連携を図りながら多様な相談に包括的な対応ができる総合相談機能の強化を図ります。

重点的な取り組み：子どもが誰一人取り残されることのない支援の推進

子どもが誰一人取り残されることなく、また子どもが発する小さな兆候も見逃さないよう、社会総がかりで子どもを見守るネットワークのさらなる構築を図るとともに、子ども自身が悩みを一人で抱え込むことのないよう、一人一台端末を活用した、子どもが発する心のサインの可視化とSNS相談の両機能を備えたアプリ「ポーチ」を本格稼働します。

健康・医療・福祉・教育、及び行政各分野が保有する、子どもとその家庭の情報を集約する「子ども見守りシステム」を活用し、一人ひとりの成長や状況にあわせた一貫した支援を届けるとともに、ヤングケアラーなどの子どもが抱えるさまざまな課題を早期に発見し、アウトリーチ型・プッシュ型の「予防的支援」を必要な子どもに的確に届ける体制を整備します。

また、学校における子どもやその家庭の課題に対応するため、スクールソーシャルワーカーの活動を通して、教育と福祉の連携、さらには重層的支援体制における情報共有等を行うことにより、複雑化・複合化する課題への早期発見・早期対応を図ります。



重点的な取り組み：待機児童対策の推進

待機児童対策については、令和4年度当初に4年ぶりに国の定義に基づく待機児童が北部エリアで9名発生してしまったことを踏まえ、北部エリアにある私立くずは光の子保育園（分園）の遊戯室等を一部改修し、令和5年4月から臨時保育室を開設するとともに、同じく北部エリアにある、私立すだち保育園や市立樟葉幼稚園の定員増を行いました。また、令和3年度から実施した一時預かり事業の空き枠を活用して待機児童を受け入れる「就労応援型預かり保育」を推進する



とともに、年度途中の転入や育児休業明けの保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立を支援するため、令和3年10月に開設した蹊跼西臨時保育室に加え、渚西保育所閉園後の園舎を活用した渚西臨時保育室を令和4年10月に開設しました。今後も引き続き、通年の待機児童ゼロの早期実現に向け、潜在的な待機児童も含めた待機児童対策に取り組めます。

保育所等の入所枠拡大に伴い必要となる保育士の確保については、保育士等就職支援センターにおける出張相談会やセミナーの開催等を通じて、潜在保育士等の不安解消を図るなど、より多くの保育士を保育所等への就職に繋げます。

重点的な取り組み：子ども・若者への支援の充実

「子ども食堂」について、令和4年度に創設したトライアル（お試し）版の補助金の活用などにより、さらなる開設を働きかけることで、引き続き、全小学校区への設置を目指します。また、里親制度のさらなる理解促進、普及に取り組み、担い手の裾野をさらに広げるため、ショートス

ティ協力家庭事業の取り組みを進めます。

子ども・若者の健全育成に向けて、引き続き、地域の青少年育成指導員による街頭パトロールや子ども110番の家の設置拡大など地域で子どもを守る活動に取り組みます。

また、結婚に伴い、本市内で新たに生活を始める新婚夫婦の居住費用などを助成する「結婚等新生活支援補助金」について、効果的な制度となるよう実績を分析するなど、より結婚しやすい環境づくりや転入・定住促進、少子化対策に繋げていきます。

重点的な取り組み：教育・保育・療育・発達支援及び在宅支援の充実

枚方版子ども園として運営を行っている小規模保育施設から公立幼稚園への切れ目のない移行を促すため、公立幼稚園4園において35食を上限とした選択制の幼稚園給食を令和4年10月より本格実施するとともに、令和5年10月から香里幼稚園、樟葉幼稚園も含めた全ての公立幼稚園において幼稚園給食を実施し、保護者負担の軽減を図ります。

また、市立保育所等において、感染症対策の強化と保護者負担の軽減を図るため、令和4年4月から使用済み紙おむつを各施設で廃棄するとともに、同年7月から紙おむつ等の定額サービスを実施していますが、令和5年度についても保護者ニーズを踏まえ、継続して実施します。今後も引き続き、保護者負担の軽減に繋がる様々な取り組みを進めます。

市立ひらかた子ども発達支援センターにおいて、子どもの成長・発達を促すための取り組みとして、引き続き、早期療育の提供を行うとともに、複数園との交流機会の確保や、自然と触れ合えるプログラムを取り入れるなど、様々な体験を通して成長を促す取り組みを進めます。



重点的な取り組み：小学校へのスムーズな就学に向けた幼保こ小連携の推進

幼稚園や保育所（園）等の就学前児童施設から小学校への就学を円滑に繋げるため、令和4年5月に文部科学省から「幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業」として採択を受け、モデル校区において取り組みを進めています。令和5年度は、各小学校区の小学校と就学前児童施設が体制を組み、定期的な交流や情報交換を行いながら繋がりを深めます。また、令和6年度に向けて、枚方市内のどのエリアにおいても活用できる共通のカリキュラムの作成を進めます。

重点的な取り組み：保育の受入枠の有効活用

令和5年4月入所分から導入した点数優先方式による利用調整の定着を図り、保育の受入枠を有効に活用するとともに、保育の必要性が高い人を優先的に保育所（園）等に入所できるよう取り組みます。また、窓口等において、幼稚園の預かり保育や保育要件が無い人でも利用することができる一時預かり事業など、保護者のニーズに応じた適切な保育サービスを案内します。

重点的な取り組み：子育てサービスの充実を図るための財源確保（公立保育所の民営化等の推進）

公立保育所の民営化については、4月に阪保育所の民営化を行い、引き続き施設整備の取り組みを進めていきます。また桜丘北保育所については、令和6年4月の民営化に向けて保育の引き継ぎを行うとともに施設整備に着手します。

重点的な取り組み：教育・保育における安全安心の確保に向けた取り組みの推進

すべての園において児童の安全を確保するための「安全計画」を策定し、同計画に基づき訓練を実施するなど、子ども達の安全・安心を守るさらなる取り組みを進めます。

また、昨今の送迎用等バスへの置き去り事案などを受け、早急に子どもの安全対策を促進するべく国が示した「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」を踏まえ、市立ひらかた子ども発達支援センターにおける送迎用バスにおいて、人的な確認を徹底するとともに、置き去り防止装置を新たに設置し、安全対策の充実を図ります。

さらに、送迎用バスを運行している私立就学前児童施設においても置き去り防止装置の設置のほか、登園管理システムやこどもの見守りタグ（GPS）といったICT技術の導入を促進し、子どもの安全を確保するため、私立就学前児童施設に対し、これらの安全対策に資する機器導入への財政支援を行います。

令和5年度 (2023年度)	環境部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 環境部では、脱炭素をキーワードに地球環境の保全から、ごみやし尿等の収集処理といった身近な日常生活に密接に関連する生活環境の保全まで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた幅広い取り組みを行っています。 全国各地では、地球温暖化が原因と考えられる気候変動による猛暑や豪雨が頻発しており、地球環境に配慮した更なる取り組みを進めていく必要があります。 特に、ごみやし尿等の収集・処理に関する業務については、市民の安全・安心や衛生環境の確保など、日常生活を維持するために欠かすことができない重要なインフラのひとつであることから、ごみ排出量の削減やリサイクルの推進など、脱炭素につながるごみ処理の効率化に向けた取り組みを、より一層進めていかなければなりません。 こうした取り組みは、市民・市民団体、事業者の意識変容と積極的な参画が不可欠なことから、各主体が連携し、地球環境などに配慮したエシカルな行動につなげられるよう、SDGsのゴールを意識しながら、令和5年度は、第3次枚方市環境基本計画や第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、ICTを積極的に活用し、以下の項目を重点に取り組みます。 ① 「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方」の実現に向けた幅広い施策・事業の展開 ② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく脱炭素につながる取り組みのより一層の推進 ③ 枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備の推進 ④ 焼却ごみ削減に向けた取り組みや事業系ごみ処理手数料見直し、食品ロス削減に向けた取り組み、ごみの再資源化と処理の効率化の推進	
＜部の構成＞ 環境政策課 循環型社会推進室循環型社会推進課 循環型社会推進室ごみ減量推進課 循環型社会推進室家庭ごみ業務第1課 循環型社会推進室家庭ごみ業務第2課 循環型社会推進室穂谷川資源循環センター 循環型社会推進室東部資源循環センター 循環型社会推進室希釈放流センター 環境指導課	＜主な担当事務＞ (1) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。 (2) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。 (3) 地球温暖化対策等に関すること。 (4) 市立火葬場（やすらぎの杜）に関すること。 (5) 公害防止及び指導等に関すること。

重点的な取り組み：脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

脱炭素社会の実現をめざして、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」や令和5年3月に策定した「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、脱炭素化に向けて自家消費型の再生可能エネルギーの導入を進め、電力の地産地消を推進する等、再生可能エネルギーの導入拡大や利用拡大を推進していきます。

先行的に実施する脱炭素に向けたモデル事業として、市域の再エネ電気を活用し、電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロのモデルを示すとともに、脱炭素に関する環境教育・環境学習の推進やゼロカーボン・ドライブの普及拡大を図ります。

重点的な取り組み：使い捨てプラスチックのポイ捨て防止・使用削減の推進

世界的に深刻化する海洋プラスチック問題の解決・改善や、SDGsの17のゴールの1つである「14. 海の豊かさを守ろう」などの達成に向けて、引き続き、各種イベントなど様々な場で、高校生ワークショップで出された周知方法等のアイデアを踏まえた、「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」への参加を広く市民に呼びかけます。また、枚方クリーンリバーやアダプトプログラム実施団体との連携により、プラスチックごみのポイ捨て防止や使い捨てプラスチックの使用削減の啓発を行います。

重点的な取り組み：第7回自然環境調査の実施

市域の自然環境の現況や生態系の状況を把握するとともに、市域に残る貴重な自然環境との共生や環境保全に対する理解と関心を高めるため、昭和63年度から平成元年度にかけて実施した第1回自然環境調査以降、概ね10年ごとに市域全域調査を、その間、概ね5年目に補完調査を実施しています。令和5年度は、市域全域調査となる第7回自然環境調査の2年目にあたることから、引き続き、市民参加型の調査を行い、調査結果をとりまとめ、今後の環境施策全般の基礎資料とするとともに、環境教育・環境学習にも活用できる啓発用冊子を作成します。

重点的な取り組み：可燃ごみ広域処理施設の整備の推進及び所管施設の安定稼働に向けた取り組み

枚方京田辺環境施設組合において、穂谷川清掃工場第3プラントの後継施設となる可燃ごみ広域処理施設の整備が進められており、令和8年3月31日の稼働をめざし、引き続き、京田辺市と連携しながら着実に取り組みを進めます。

ごみやし尿など一般廃棄物の処理施設については、市民の健全な生活環境を維持するとともに、新型コロナウイルス等の発生時であっても滞りなく業務を継続していくための重要な社会インフラであることから、各施設の安定稼働に向けた計画的な点検整備に取り組みます。

また、穂谷川資源循環センター第3プラントについては、令和6～7年度の運転管理業務等委託の契約更新時期にあたることから、総合評価一般競争入札を実施するとともに、ボイラー・タービン安全管理審査を受けます。

重点的な取り組み：食品ロス削減に向けた取り組み

市民の食品ロスへの関心を高め、食品ロス削減に向けた取り組みをより一層推進するため、市内事業者と連携し、市民から提供していただいた食品を子ども食堂などに届けるフードドライブについて、回収拠点や提供先の拡大などの取り組みを進めます。また、引き続き、食べ残しによるごみを減らす本市独自の取り組み「食べのこサンデー」運動について、市ホームページやごみ分別アプリによる啓発情報発信を行うなど、手付かず食品等のごみの発生抑制を図ります。

重点的な取り組み：古紙の分別回収の推進

再生資源の集団回収を実施している自治会等の団体に対し、報償金（1 kg 当たり 4 円）を交付し、市民による古紙の分別回収を促進するとともに、集団回収以外の古紙の分別回収を促進するため、ごみ分別アプリ等による情報発信を行うなど、引き続き古紙の行政分別回収の周知を図ります。

重点的な取り組み：ごみ収集業務体制の見直し

平成 31 年 1 月に策定した「ごみ収集業務体制見直し実施計画」に基づき、段階的なごみ収集業務の委託化を進めるため、令和 6 年度に向けて直営の一般ごみ収集車両 6 台の内、5 台の委託化の準備を進めます。

重点的な取り組み：東部清掃工場焼却設備の基幹的設備改良工事の実施

二酸化炭素排出削減など環境負荷の低減と長期財政負担の軽減を目的として、令和 3 年度から、東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づき焼却設備の第 1 期工事（基幹的設備改良事業）を行っており、引き続き一部電気設備等の更新工事を実施します。なお、令和 4 年度に実施した灰溶融炉停止により、令和 5 年度以降は 2100t/年の二酸化炭素削減効果が見込まれます。

令和5年度
(2023年度)

都市整備部の取り組み

<部長の方針・考え方>

時代の変化に対応できる“まち”の実現に向けて、都市政策に関する各計画に基づき着実に事業を推進していくとともに、政策課題への対応や業務改善に取り組む部内ワーキングの取り組みを通じて、人材育成による組織力の強化を図ります。

① 暮らしたくなるまちづくりの取り組み ② 都市づくり情報のDX ③ 人材育成による組織力の強化

<部の構成>

都市計画課
住宅まちづくり課
市街地整備室市街地開発課
市街地整備室連続立体交差課
施設整備室施設計画課
施設整備室建築課
施設整備室設備課
施設整備室施設管理課
開発指導室開発調整課
開発指導室審査指導課

<主な担当事務>

(1) 都市政策に関すること。
(2) 景観に関すること。
(3) 空き家・空き地に関すること。
(4) 市街地再開発事業、土地区画整理事業等に関すること。
(5) 京阪本線連続立体交差事業に関すること。
(6) 市有建築物等の新設・改良等の計画及び設計・施行に関すること。
(7) 学校施設等の管理に関すること
(8) 開発事業等に係る協議及び指導に関すること。
(9) 開発許可及び建築確認の審査・検査に関すること。
(10) 建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。

重点的な取り組み： 魅力ある都市基盤の整備

京阪本線連続立体交差事業

鉄道高架化工事にあわせて、文化財調査及び占用物件等の移設など関係機関との円滑な調整、協議及び手続を進めるとともに、施行者等との連携や情報共有を行い、工事区間における周辺地域への周知を図ります。

また、事業用地の取得にあたっては、鉄道高架化工事の重要性及び必要性について関係権利者の理解を得られるよう、引き続き、民間機関を活用しながら計画的かつ効率的な取り組みを進めます。



(用地買収状況：北中振3丁目付近)

市街地開発事業

京阪本線連続立体交差事業にあわせてコンパクト・プラス・ネットワークの形成に取り組む光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業においては、商業施設等の整備など組合が実施する事業に対して、引き続き、財政的・技術的支援を行います。

また、鉄道駅周辺や第二京阪道路沿道におけるまちづくりとして、土地区画整理事業の実現をめざす準備組織が設立されている村野駅西地区及び茄子作地区においては、都市計画に向けた手続を進めるとともに、引き続き、事業化に向けた技術的支援を行います。



(光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業イメージパース)

※組合にて検討中のため、変更する可能性があります

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の推進

市街化区域及び市街化調整区域の「区域区分」について、大阪府が令和7年度に一斉見直しを予定していることから、土地利用状況や将来のまちづくり動向を勘案し、「区域区分」及び「用途地域」の見直し区域について検討を進めます。

重点的な取り組み： 教育環境の充実

学校空調設備整備事業

小中学校体育館の空調設備は、令和6年度までの導入完了に向けて整備事業者の選定を進めます。また、教室等既存空調設備の更新は、令和6年度の事業者選定に向けて詳細検討を進めます。



(体育館空調設備整備イメージ)

学校トイレ整備事業

残る 35 系列のトイレ整備を進め、今年度中に洋式化・ドライ化等の整備を完了する予定です。



(洋式化・ドライ化)



(ユニバーサル化)

禁野小学校整備事業

令和8年度中の完成をめざし、今年度は解体工事を完了し、基本設計を取りまとめた後に実施設計を進めます。



(新校舎イメージ)



(解体状況 令和5年4月時点)

学校園施設改善事業

子どもたちの教育環境の充実を図るため、小中学校の保全・更新工事については、財政負担の平準化を図りながら計画的に進めることにより、施設の安全性や機能性を確保します。

エレベーターについては、令和5年3月に策定した「学校施設のエレベーター設置等に関する方針」に基づき、今年度は3校の実施設計と1校の工事を進めます。

また、ぬかるみや水はけ不良が発生している小中学校のグラウンドについては、直営作業による改修を進めます。



(グラウンド改修中)



(グラウンド改修後)

重点的な取り組み：安全・安心のまちづくり

マンション管理支援事業

令和2年6月に改正（令和4年4月施行）された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づき、分譲マンションにおける良好な居住環境を確保するとともに、地域の活力を高め、魅力あるまちづくりを推進するため、令和4年度に実施した市内分譲マンションの管理実態調査の結果を踏まえた、「枚方市分譲マンション管理適正化推進計画」を策定します。

盛土規制法基礎調査事業

令和3年7月に発生した静岡県熱海市における土石流災害を契機に、従来の「宅地造成等規制法」が宅地を対象に造成工事等を規制していたものから、土地の用途・目的を問わず危険な盛土等を包括的に規制する、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正（令和5年5月施行）されたことを受け、規制区域の指定など同法の施行に伴う必要な取り組みを進めます。

重点的な取り組み：多様な生活・社会の課題解決に取り組むまちづくり

空き家・空き地対策推進事業

第2次枚方市空家対策実行計画に基づき、空き家・空き地対策のさらなる充実を目指し、多角的な施策の展開を図ります。

空き家・空き地の利活用については、「若者世代空き家活用補助制度」や「地域空き家活用補助制度」を引き続き運用するとともに、積極的な啓発・周知活動による利用拡大に取り組みます。

また、快適で暮らしやすい環境をめざし、地域の実態や課題と向き合いながら所有者に働きかけを行い、利活用の促進や市場への流通など、地域が抱える課題と空き家の解消に繋がります。



(「若者世代空き家活用補助制度」の活用事例)

都市づくり情報 DX 推進事業

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式に対応するため、都市計画や建築、景観など都市づくりに関する情報を一元化したシステムを構築し、市民や事業者等が職員と接することなく必要な情報の閲覧や取得ができる窓口端末及び課金機を設置します。

将来の「自宅や会社からでも必要な都市づくり情報が取得できる市役所」をめざして、一元化した情報のオープンデータ化や申請手続きに係る手数料のキャッシュレス化の検討など、スマート自治体の実現に向けて取り組みます。

システム構成

- タッチパネル
…閲覧／印刷
- レシートプリンター
…領収書発行
- 架台
…システム設置
- プリンター
…証明書等の発行
- 課金装置
…手数料等の課金



(参考：神奈川県藤沢市)

重点的な取り組み： 人材育成による組織力の強化

ワーキンググループによる横断的な取り組み

多様化・複雑化する都市問題や政策課題等に対応した都市政策の立案及び職場の環境改善や業務効率化による職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、若手や中堅職員を中心としたワーキンググループを構成し、大胆かつ斬新な発想と EBPM の手法を取り入れた取り組みを通じて、人材育成による組織力の強化を図ります。

《予定案件》産業立地に向けた土地利用誘導策・市街化調整区域の税制度、都市づくり情報 DX など

持続可能な災害体制の構築

地震災害時における二次的災害を未然に防止するため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行う判定士等の育成及び増員を図ります。

令和5年度 (2023年度)	土木部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ひらかたを「誰もが暮らしたくなるまち」にするため、快適な市民生活を支える魅力ある都市基盤の整備に引き続き取り組むとともに、老朽化が進行する道路や公園等の都市基盤の計画的かつ効率的・効果的な維持管理により一層注力するなど、安心・安全のまちづくりに向けた取り組みを進めます。 ①「魅力ある都市基盤の整備」 ・ 道路交通網の整備、主要駅周辺の道路環境改善、公園整備や緑化推進 ②「安全・安心のまちづくり」 ・ 持続可能な地域公共交通の実現、安全・安心で快適な交通環境の創出、道路・公園等の維持補修	
＜部の構成＞ 土木政策課 道路河川整備課 みち・みどり室道路公園管理課 みち・みどり室維持補修課 みち・みどり室工事委託課 交通対策課 用地課	＜主な担当事務＞ (1)道路に関すること (2)交通に関すること (3)公園及び緑化に関すること (4)準用河川に関すること

重点的な取り組み：快適で活力を生む道路交通網の整備

市内の渋滞緩和や物流の円滑化、災害時における救援活動を支える道路網の強化など、国土強靱化に資する道路交通網の構築を進めます。

1. 都市計画道路の整備

本市の道路ネットワークの軸となる都市計画道路のうち、牧野長尾線については昨年度供用開始した府道交野久御山線から市道長尾京田辺線までの区間の続きとなる長尾大池周辺区間の整備を進めます。併せて、隣接する長尾杉線（長尾工区）の整備を進めていきます。長尾杉線（杉工区）については、令和5年度中の供用開始に向けた整備を行います。

また、通学路等の安全な歩行空間の確保に向け、御殿山小倉線は令和5年度中の供用開始に向けた整備を進め、中振交野線は早期の効果発現を図る観点から取得済みの用地を活用し暫定的な供用開始に向けた整備に着手します。

2. 府道の整備促進

新名神高速道路のアクセス道路となる内里高野道線や長尾家具町線については、新名神高速道路の開通目標が令和9年度となりましたが、引き続き大阪府や関係機関と協力して令和5年度末に完成できるよう計画的な整備に取り組むとともに、その関連道路である北山通線の整備を進めます。

また、淀川を渡る牧野高槻線、京都守口線及び歩道整備を進める枚方高槻線については、大阪府との協定に基づき本市が用地取得業務を進めるなど、早期完成に向けて大阪府と連携した取り組みを進めます。



《長尾大池周辺区間の整備工事》

重点的な取り組み：市内主要駅周辺の道路環境改善

鉄道駅等を中心に居住及び都市機能の集積などを図る集約型都市構造の実現に向け、主要駅周辺の交通環境の改善に取り組みます。

1. 枚方市駅周辺

広域中心拠点の枚方市駅周辺については、「枚方市駅再整備ビジョン」の将来像を見据え、交通環境の改善を図るため、引き続き道路の改良工事を進めます。また、安全・安心な道路空間の確保や良好な都市景観を形成するため、市道枚方市駅前線の無電柱化の整備を引き続き進めていきます。

2. 樟葉駅周辺

広域拠点の樟葉駅周辺については、魅力ある都市環境の形成、公共交通の利用環境の改善、駅前広場の植栽充実及び賑わいあふれる駅前空間の構築に向け、京阪ホールディングス株式会社と締結している包括連携協定に基づき、京阪グループ企業各社との公民連携により、樟葉駅前広場への芝生広場の整備等による環境改善に取り組みます。



《樟葉駅前広場整備イメージ》

重点的な取り組み：魅力ある公園の整備や緑化推進によるみどり豊かな都市環境の形成

都市の魅力向上につながる、みどり豊かな都市環境の形成に向け、市民にとって利用したいと思える公園の整備・再生や緑化の推進を図ります。

1. 王仁公園

王仁公園では、新たな公園利用を促進させるため、これまで試行運用してきたスケートボード場に関する市民の声を受け、本市では初となるスケートボード場を整備します。併せて、公民連携により公園の魅力向上を推進するため、民間活力を導入しフットサル等の利用ができる多目的人工芝コートを整備を進めます。



《フットサルコートのイメージ》

2. 小規模公園

少子高齢化の進展などにより、利用者の減少や施設の老朽化などの課題が顕在化している小規模公園については、地域が使いたいと思える公園となるよう新たな支援制度の検討を進め、地域とともに公園の活性化を進めます。

3. 緑化推進

「2023緑化フェスティバル」を開催し、市民へのみどりに触れ合う場の提供とまちなかの緑を育てる取り組みを進めます。また、引き続き、福祉関係施設や学校園等で育てた花苗などを身近な公園に植栽する「花いっぱい健康づくりプロジェクト」※を実施するとともに、新たなみどりの担い手を育成する「花と緑の園芸楽校」の受講修了者を対象に緑化活動の場を創出するなど、更なる緑化の推進に取り組みます。



《緑化フェスティバルの様子》

※花いっぱい健康づくりプロジェクト・・・福祉関係施設の利用者等に種から花苗を育てていただき、その花苗の一部を公園アダプト団体に配付し、地域の公園へと植え替えを行う。

重点的な取り組み：持続可能な地域公共交通の実現

人口減少や少子高齢化に加え、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化により公共交通利用者の減少が進む中、市民の誰もが移動しやすい活力のある社会生活を維持・充実させていくため、引き続き、公共交通を使いやすく、また使いたくなるように、公共交通の環境整備に取り組みます。

1. 枚方市総合交通計画

平成30年（2018年）12月に交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図ることを目的に策定した枚方市総合交通計画に、地域公共交通の活性化・再生を目的とした「地域公共交通計画」の位置付けを付加することも視野に入れた計画改定に取り組みます。

2. 地域との協働

それぞれの地域にあった交通サービスを確保するため、地域支援・自主運行型コミュニティ交通システムの一つであるボランティア輸送について、地域と協働し取り組むなど、交通に対する意識の醸成や機運の向上に向けた支援を進めます。

3. 利用促進

交通タウンマップを定期的に更新し市内転入者等に配布するとともに、マップを活用したバスの乗り方教室と市内の魅力再発見を目的とした「バス！のってスタンプラリー」を開催することで、引き続き、公共交通を利用する機会の増加を図ります。加えて、将来の公共交通利用者である子どもを対象に、公共交通としてのバスの役割や魅力、並びに緊急時の対応や安全確保策などバス運行を支えるバス事業者の取り組みを学び、将来の公共交通を支える人材育成になるよう、こども夢基金を活用したバックヤードツアーを開催します。



4. 環境整備

樟葉駅前広場や新香里のバスロータリーなどで緑化や遮熱性上屋の設置等を行い、バス待ち環境の改善に取り組みます。

《こども夢基金事業：バスバックヤードツアー》

重点的な取り組み：安全・安心で快適な交通環境の創出

昨年度に引き続き、子どもの交通安全プログラムに基づき、通学路や未就学児移動経路の安全対策に重点的に取り組むとともに、警察等関係機関と連携し、本市の道路を安全に利用していただけようソフト・ハード両面から交通安全対策に取り組みます。

1. 安全対策

「枚方市バリアフリー基本構想」等に基づき、高齢者や障害者など誰もが安全・安心で快適に移動できるまちづくりに向け、津田駅周辺、牧野駅周辺のバリアフリー工事を進めます。

安全・安心で快適な歩行空間の確保に繋がる整備として、枚方新香里線は令和4年度から歩道拡幅工事に着手しており令和5年度完成に向け整備を進め、中振新香里線は歩道拡幅にむけた設計に着手します。また、「枚方市自転車活用推進計画」等に基づき、安全で快適な自転車通行空間の確保に向けた整備を計画的に取り組みます。

主要地方道枚方高槻線については、歩道整備に向け、大阪府との協定に基づき本市が用地取

得業務を進めることとしていることから、先行して整備する大阪歯科大学の北側約 120mの区間について、土地の境界確定作業及び事業用地の取得に向けた権利者等への説明を行います。

2. 啓発

市民の交通安全に係る意識の向上のため、「信号のない横断歩道での車両ストップ率の向上」とヘルメットの着用など「自転車の適正利用の促進」に資する啓発を重点的に実施します。



《ラッピングバス：デザイン牧野高校生》

重点的な取り組み：道路・公園・準用河川等の効率的・効果的な維持管理

市民の安全・安心を第一に考え、道路や公園、準用河川などの効率的・効果的な維持管理により一層取り組みます。

1. パトロール

それぞれの施設の機能や安全性を確保できるよう、異常や支障箇所の早期発見を目的に、各関係機関との連携や部内での定期的なパトロールを継続して行い、迅速な対応に努めます。

2. 維持管理

持続可能な維持管理を推進するため、道路の舗装や橋梁、公園施設などの長寿命化計画に基づき、国の補助金などを活用しながら、効率的・効果的に各施設の長寿命化を進めます。特に、災害時に緊急車両等の通行路となる緊急交通路を含む主要道路については、舗装長寿命化計画に基づく道路施設の更新等も行います。

街路樹については、枚方市街路樹維持管理方針を策定し、効果的・効率的な維持管理を行います。

準用河川については、自然災害に強い河川環境を確保し、維持管理を効率的に行うため、整備計画に基づき、段階的な整備の検討に取り組みます。



《道路陥没の復旧作業》



《老朽化に伴うプランコの入替え作業》

令和5年度 (2023年度)	会計管理者の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 法令等に基づく、適正かつ円滑な会計業務の執行 より効率的で円滑な会計事務の執行	
＜部の構成＞ 会計課	＜主な担当事務＞ (1) 現金（基金に属する現金を含む）、有価証券及び物品の出納・保管に関すること。 (2) 収入及び支出命令の審査に関すること。 (3) 財政資金の需要計画の策定に関すること。 (4) 決算及び付属書類に関すること。 (5) 指定金融機関・収納代理金融機関に関すること。

重点的な取り組み：円滑で速やかな経費の支出

物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、本市においても、様々な支援を行っていますが、社会・経済活動を阻害することのないよう、緊急性の高い経費はもとよりその他の経費も速やかに支出を行い、また、適切な出納管理に努めます。

重点的な取り組み：収納代理金融機関の公金取扱変更への対応

令和6年4月から、手続のデジタル化・効率化を進めるため、一部の収納代理金融機関が窓口収納事務の取扱いを終了する予定ですが、市民や事業者が混乱を招かないよう、広報誌やホームページなど様々な機会を通じ、丁寧な周知に努めます。

重点的な取り組み：効率的・効果的な審査方法の検討

会計事務においては、請求書や契約書などの確認を基に、適正な支出であるかを審査しています。昨年度には電子契約システムが導入され、また、財務会計システムと文書管理システムの連携が検討されるなど、審査を取り巻く環境が変わってきていることから、その変化に対応できる効率的・効果的な審査方法を引き続き、検証・検討していきます。

令和5年度
(2023年度)

上下水道局の取り組み

＜局の方針・考え方＞

水道・下水道事業の持続的・安定的な経営に取り組んでいくため、公営企業として独立採算を原則としながら、戦略的な経営の推進と水道ビジョン2022・下水道ビジョン2022に掲げる以下の理想像の実現をめざします。また、水道法改正による水道の基盤強化や下水道法改正による浸水対策の強化、SDGsの達成など、社会情勢の変化に局一体となって迅速に対応できる執行体制を整備します。

【基本理念】

未来につなぐ 枚方の水道

未来につなぐ 枚方の下水道

＜局の構成＞

経営戦略室上下水道計画課

経営戦略室上下水道財務課

上下水道総務室総務課

上下水道総務室営業料金課

上水道室上水道管理課

上水道室浄水課

上水道室上水道工務課

上水道室上水道保全課

下水道室下水道管理課

下水道室汚水整備課

下水道室雨水整備課

下水道室下水道施設維持課

＜主な担当事務＞

- (1) 局の事務事業の見直しの総括に関する事。
- (2) 局の総合計画及びその調整に関する事。
- (3) 局の予算及び決算に関する事。
- (4) 文書及び法規に関する事。
- (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事。
- (6) 水道及び下水道の整備に関する事。
- (7) 局の工事の検査及び審査に関する事。
- (8) 局の危機管理に関する事。

重点的な取り組み：適正な予算編成と執行管理

長引く新型コロナウイルス感染症の影響や電気料金を始めとする物価高騰への対応など、公営企業の経営環境がさらに厳しくなる中、将来にわたって安定的に水道・下水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る必要があります。このことから、上下水道局が一体となり、将来世代に負担を先送りしないよう、計画的な事業執行と長期的視野をもった財政運営を行います。

重点的な取り組み：中宮浄水場更新事業

安全・安心で持続可能な水道の供給を実現するために、令和9年度（2027年度）からの本格稼働を目指し、新たな中宮浄水場の詳細設計を進めるとともに、排水池や膜ろ過棟などの建設に着手します。

完成予定図（本図はイメージのため今後の進捗に伴い変更が生じる場合があります）



重点的な取り組み：水道施設等の更新・耐震化事業

枚方市水道施設整備基本計画に基づき、引き続き津田低区配水場の既設2号池の耐震工事を進めるとともに、田口山配水場ポンプ棟耐震補強工事などに取り組めます。
水道管路については、送水管・配水本管・配水支管の更新及び耐震化を効率的・効果的に進めます。

重点的な取り組み：下水道施設の老朽化対策・地震対策

市民生活の安全確保を図り、老朽化対策などに取り組むため、下水道整備基本計画や下水道ストックマネジメント計画・下水道総合地震対策計画を着実に推進し、維持管理に係るライフサイクルコストの最小化を図ります。

「管路施設」については、改築に向けた実施設計を行い、改築工事、耐震化工事に取り組むとともに管渠等の老朽化や誤接続により汚水管渠に雨水等が浸入する「雨天時浸入水」の対策として昨年度に実施した流量調査に基づき、送煙調査等を行います。

また、「ポンプ施設」については、機械設備の改築工事、受変電設備等の工事に取り組めます。加えて、耐震性能の確保に向けた工事及び実施設計業務に取り組むとともに、耐震性能の有無を確認する耐震診断業務を進めます。

＜北部ポンプ場内部＞



＜送煙調査＞



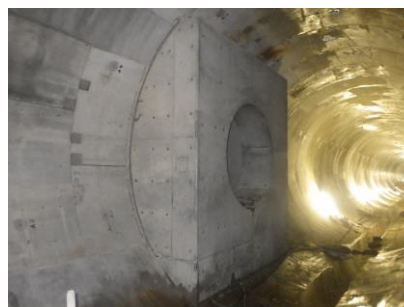
重点的な取り組み：雨水整備事業・浸水対策

近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として、下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、取り組んでいる雨水貯留施設等の整備を完成します。また、浸水頻度の高い地域の被害軽減に向けた設計業務に取り組めます。

＜シールドマシン到達＞



＜地下での流入管の接続＞



重点的な取り組み：危機事象への対策

生活に不可欠な水道水の供給と下水道による快適な生活環境の確保を持続するため、今後、発生が予想されている南海トラフを震源とする巨大地震や風水害等の危機事象への備えとして、市の危機管理担当部署や災害協定締結団体と連携した合同給水訓練の実施をはじめ、緊急出動班の体制整備や上下水道局危機管理マニュアルの適宜改訂など、職員一丸となって取り組みます。

重点的な取り組み：オンライン化の推進

上下水道局において紙媒体等で受付している各種申請や事務手続き等について、市民・事業者の利便性向上や効率的な業務執行体制の構築に資するため、Logo フォーム等の積極的な活用や先進的にオンライン化を実施している他市等の事例、手法などを参考とし、引き続きオンライン化の具現化に向けた課題解決の検証等を行い、上下水道局としてオンライン化を推進します。

重点的な取り組み：人材育成

水道・下水道事業には、専門技術の習得が必要なため、外部研修への参加を促進するとともに、必要な技術が継承されるよう、各職場はもとより、上下水道局全体においても引き続き OJT を推進します。

また、水道・下水道事業は、お客さまの信頼の上に成り立っており、24 時間 365 日公務員であることを全職員が認識し、服務規律の確保を徹底していくため、人権尊重を含めたコンプライアンスの浸透・定着に向けた取り組みを継続的に行うとともに、職員一人ひとりが生き生きと持てる能力を最大限に発揮できるよう、風通しの良い職場環境づくりの醸成を図ります。

重点的な取り組み：広報・情報発信

水道・下水道の取り組みを積極的に PR するため、情報誌「Water 通信」の発行、ホームページや SNS の活用のほか、出前講座など様々な機会を通じて、引き続き広く情報発信します。

また、上下水道局が所有する下水道マンホールへの広告付きマンホール蓋設置の推進や使用できなくなったマンホール蓋販売の取り組みにより、下水道事業の PR と新たな財源の確保を図ります。

令和5年度
(2023年度)

市立ひらかた病院の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

本院は「心のかよう医療を行い、信頼される病院」を基本理念に掲げ、患者の皆さんや地域の皆さんとの信頼関係を築き、安心と満足を得られる質の高い医療を提供することで地域に貢献するよう努めています。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、北河内医療圏における唯一の市立病院として、また感染症指定医療機関として、多くの感染患者を受け入れてきましたが、感染症法上の位置付け変更の移行期間にあたる令和5年度は、感染患者への対応を継続しつつ、アフターコロナに向け政策医療や先進医療を提供する急性期病院としての医療機能の充実を図っていきます。

また、昨年度に新たに策定した「市立ひらかた病院経営改革プラン（第3次中期経営計画）」に基づき、持続可能な医療提供体制の確立に向け、病院経営の健全化に取り組んでいきます。

＜部の構成＞

- ・診療局、看護局、薬剤部
- 医療安全管理室、
- 医療相談・連携室
- ・事務局
- 経営管理室総務課
- 経営管理室経営企画課
- 医事課

＜主な担当事務＞

- (1) 患者の診療及び看護に関すること。
- (2) 薬品の検査、出納及び保管に関すること。
- (3) 病院の安全管理に関すること。
- (4) 医療相談及び地域連携に関すること。
- (5) 文書、人事、服務、病院施設の管理に関すること。
- (6) 診療費請求等の医事業務及び電子計算組織の管理運営に関すること。
- (7) 病院の経営、財務、契約に関すること。

重点的な取り組み：新型コロナウイルス感染症及びコロナ後の医療体制への対応

本院では、新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染の拡大状況に応じた確保病床の拡大や発熱外来の設置などの対策を講じることで多くの入院・外来患者の受入れを行い、地域医療の中核的役割を担うべく取り組んできました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に引き下げられ、行政の関与や公費支援が段階的に縮小されることから、その動向を注視しながら感染拡大にも対応できる医療体制を維持することで地域住民の安心と信頼の確保に努めます。一方でアフターコロナの状況において本院が急性期病院として地域に貢献していくため「市立ひらかた病院経営改革プラン（第3次中期経営計画）」に掲げた取り組みを着実に推進し、経営の健全化に取り組めます。

重点的な取り組み：診療体制の充実

「市立ひらかた病院経営改革プラン（第3次中期経営計画）」の策定にあたり、本院が地域において政策医療を提供する急性期病院としての役割を期待される病院であることがより明らかとなったことを踏まえ、今後においても感染症医療に加え、救急医療や小児医療、災害医療など政策的医療機能の維持・充実に努めます。

あわせて、既存の“消化器センター”、“下肢機能再建センター”に加え、令和4年度には“音声外科センター”を開設するなど、より専門性の高い診療や、内視鏡手術支援ロボット「ダ・ヴィンチXi」の導入による従来に増して質の高い手術療法の提供に取り組んできましたが、さらに今年度は高度治療室（HCU）を整備するなど、本院が今後も急性期病院として地域で高度な医療を提供していくための医療機能の充実を図っていきます。

重点的な取り組み：地域連携のさらなる推進

地域医療支援病院としての役割を果たしていくため、紹介率及び逆紹介率の向上について職員の意識徹底を図るとともに、地域の診療所への訪問を計画的かつ積極的に行うことで、紹介患者の増加に努めます。

また、急性期病院として地域医療を支えていくため、長期入院患者の転院先となる、地域の回復期病院・慢性期病院など後方支援病院の確保及び連携強化の取り組みを進めていきます。

重点的な取り組み：医療情報システムのサイバーセキュリティ対策の強化

本院では、これまでも安定した医療サービスの提供ができるよう医療情報システムのウイルス対策をはじめとするセキュリティ強化に努めてきました。

近年、医療機関への不正アクセスやランサムウェア感染等のサイバー攻撃が増加していることから、新たにサイバー攻撃を検知し、被害を最小限に留める不正接続防止システムや医療情報バックアップシステムを導入するとともに、有事の際には早期復旧ができるようシステムに特化したBCPを策定するなど、更なるサイバーセキュリティ対策の強化を図ります。

重点的な取り組み：患者サービスの向上

これまで一部フロアでのみ利用可能となっていたWi-Fi（無線LAN）によるインターネット接続サービスを、本年4月、患者の皆さんの利便性向上の観点から、全館無料で利用いただくこととしました。また、これに伴い個室料金の全面見直しを行いました。

今後においても、設備の整備や貸与品の見直しなど、入院される患者の皆さんがこれまで以上に快適に過ごしていただける環境整備を図るなど、患者サービスの向上に取り組めます。

重点的な取り組み：情報発信の強化

北河内医療圏において小児医療や感染症対策医療に関する中核病院としての役割をはじめ、地域医療支援病院やがん診療拠点病院としての機能、専門性を追求するセンターによる医療提供体制など、本院の「強み」を「ブランド」として広く理解いただくため、市民公開講座やオープンセミナー、くらわんかフォーラム等の行事・イベントの開催や、令和4年度にリニューアルした病院ホームページ、情報誌「かわせみ」等、様々な媒体を活用し、本院が市立病院として地域から親しまれ、信頼される存在となるための情報を積極的に発信していきます。

重点的な取り組み：働き方改革の推進

本院では、これまで新型コロナウイルス感染症に対応する職員への積極的なメンタルヘルス対策や公正な職場を確保するためのハラスメント防止研修の開催、職員満足度調査の実施など、職員がやりがいを持って働くための労働環境の改善に向けた取り組みを行ってきました。

今後も、引き続きこうした取り組みを行うとともに、令和6年度から適用される医師の働き方改革への対応をはじめとする医療従事者の負担軽減の取り組みなど、職員が働きやすい職場環境の整備を進めることで、より良い医療サービスの提供ができるよう努めていきます。

令和5年度 (2023年度)	総合教育部の取り組み
<部長の方針・考え方> ○全ての市民が生涯にわたって学び、活躍できる環境づくり ○職員が生き生きと仕事ができ、変化に柔軟に対応する職場づくり ○教育大綱、教育振興基本計画に基づく取り組みの実現	
<部の構成> 教育政策課 新しい学校推進室 おいしい給食課 中央図書館	<主な担当事務> (1)教育に関する事務の点検・評価等、教育施策の総合調整に関すること。 (2)社会教育に関する調査研究、企画、立案に関すること。 (3)通学路の安全に係る企画、立案及び対策に関すること。 (4)学校規模等適正化の推進に関すること。 (5)学校給食に関すること。 (6)図書館サービスに係る企画・運営に関すること。

重点的な取り組み：枚方市教育大綱の総括と改定

令和2年度に策定した教育大綱が、対象期間の最終年度を迎えることから、新たに市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるため、総合教育会議において議論を行いながら、教育大綱が掲げる枚方市の教育理念や教育方針に基づくこれまでの取り組みの総括を行うとともに、社会情勢の変化による新たな視点や課題などへ対応するため、令和6年度から令和9年度までを対象期間とする新たな教育大綱の策定に向けて取り組みます。

重点的な取り組み：学校規模の適正化等

平成29年度改定の「枚方市学校規模等適正化基本方針(改定版)」については、社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた見直しや改めて示すこととしていた学校統合に関して検討を行うため「枚方市学校規模等適正化審議会(第五次)」を設置します。

これに合わせて、エレベーター整備対象校を示した年次計画の策定、水泳授業の民活事業の実施校選定、学校施設の整備や老朽化対策に係る更新・保全等について、学校規模の適正化に向けた取り組みと整合を図ります。

重点的な取り組み：中学校における全員給食の実施に向けた取り組み

中学校における全員給食の実施に向け令和4年12月に策定した「今後の中学校給食に関する方針」の実施手法の有効性等を可能性調査委託により検証し、最適な事業手法を決定します。また、可能性調査の検証に基づき、第一学校給食共同調理場の改修など必要な取り組みを行います。

重点的な取り組み：図書館施策(③街区市駅前図書館・電子図書館)について

③街区に新たに整備する市駅前図書館については、多くの人々が行き交う市の中心部という立地を踏まえ、利便性の高い図書館サービスの提供に向けた検討を進めます。特に、③街区の行政サービス再編において多くの子育て世代が対象となることを踏まえたサービス提供など特色のある図書館づくりにも取り組みます。また、生涯学習交流センターと連携した運営や管理手法に

についても検討を進めます。

図書館に来館することなく 24 時間利用できる利便性の高いサービス向上のため、電子図書館システムの提供コンテンツ数のさらなる拡充を図るとともに、LINE を通じた蔵書検索を可能とするなど、SNS を活用した利用者の利便性向上を図ります。また、これらの取り組みについて、市広報媒体等において積極的な情報発信にも取り組みます。

重点的な取り組み：事務局の事務処理体制の見直しについて

様々な事務処理が規則等に基づくことなく行われていたことに対し、令和 4 年度に監査委員から不適切であるとの指摘を受けたこと等を踏まえ、教育委員会事務局における事務処理体制についてチェック体制の強化や関係機関との調整、有識者の意見聴取手法など政策形成過程の適正化に向けて早急に取り組みます。

令和5年度 (2023年度)	学校教育部の取り組み
<部長の方針・考え方> ○子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実 ～SDGsの目標4（質の高い教育をみんなに）を踏まえた学校教育を～ ○一人一人の子どもに寄り添った安全安心な居場所の確保 ○教職員の働き方改革の実現	
<部の構成> 教育支援室学校支援課 教育支援室児童生徒支援課 教育支援室放課後子ども課 学校教育室教職員課 学校教育室教育研修課 学校教育室教育指導課	<主な担当事務> (1)小学校及び中学校への就学に関すること。 (2)児童・生徒及び園児の健康に関すること。 (3)生徒指導及び安全指導に関すること。 (4)支援教育に関すること。 (5)留守家庭児童会室に関すること。 (6)放課後オープンスクエアに関すること。 (7)枚方子どもいきいき広場に関すること。 (8)教職員の定数管理及び学級編成に関すること。 (9)教職員の労働安全衛生に関すること。 (10)教職員の研修に関すること。 (11)学校園の教育課程に関すること。

重点的な取り組み：学力向上のための授業の充実

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることで、子どもたちの学力向上をめざします。情報活用能力の育成に当たっては、一人一台端末等のICTを計画的に活用するほか、児童・生徒がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育の取り組みを進めます。

具体的で効果的な取り組みの実践事例集「HI-PER」システム、研究推進校が行う「子どもが主役の学習活動による『個別最適な学び』と『協働的な学び』」の実現をテーマとした研究の経緯や成果を随時、ポータルサイトに掲載するなどして、すべての学校が主体的に取り組めるよう進めます。

学び続ける教職員をつなげるプロジェクト「授業をカエルLABO」を実施するとともに、GIGAスクール構想に基づく一人一台端末環境下でのコンピュータ教室の在り方について、各校の教育目標を達成するための取り組みを進めます。

さらに、中学校にプログラミング教材を導入し、ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決の力の育成を図ります。

これらを円滑に取り組めるよう、ICT支援員を各学校へ配置し、サポート体制の充実に取り組みます。

中学校のデジタル採点システムを活用し、児童・生徒の弱点を把握し、個別最適な学びにつなげるとともに、教員の採点から成績処理の負担を軽減します。

小学校3・4年生対象の社会科においてデジタル副読本『わたしたちのまち 枚方』を活用して、児童の興味や関心を引き出す授業を実施します。また、児童・生徒の学習意欲や自学自習力の向上を目的に、中学校に加え小学校にも新たにAIドリルを導入します。

ブログ型ホームページを活用し、学校が授業や様々な教育活動の様子を積極的に発信できるよう、よりタイムリーで分かりやすい情報発信を行います。

児童・生徒、教職員の一人一台タブレット端末の令和7年度のリプレイスを効率的に行うため、NEXT GIGA リプレイスデザイナーを設置し、定期的な議論の場を設けます。

重点的な取り組み：いじめ、不登校の未然防止・早期解決

いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、被害者の精神的苦痛や不安を克服するとともに、加害者への教育的配慮を行うなど、誠実かつ丁寧に組織的対応を行います。そのために、教職員の研修等を充実させ、自らの人権感覚や人権問題に対する正しい理解を身に付けるよう努める一方で、いじめの未然防止に向け、各学校へ心の教室相談員やスクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置・派遣するとともに関係機関と連携し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えます。また、いじめの発見・通報を受けた場合に、学校内のいじめ対策を実行的に行う「いじめ防止対策委員会」を設置するなど学校が組織的に早期解決を目指す対応を支援します。さらに、いじめ重大事態報告書を踏まえた再発防止策を策定し、取り組みます。

ICTを活用した「気持ちの視覚化・SNS相談事業」等を通して、子どもが発する心のサインを通じ、学校に行きづらい児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、個に応じた支援を行います。また、不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、『枚方市不登校支援ガイド』、『不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン』、『不登校児童・生徒の「指導要録上出席扱い」に係るガイドライン』、『5つのレベルに応じた不登校対応例』に基づいた対応を行い、支援します。

重点的な取り組み：支援教育の充実

支援教育の充実等を目的として、28小中学校に自校式通級指導教室を設置するとともに、支援教育に関して教育支援ソフトの導入等を通じて、児童・生徒へ個別最適な指導を行います。

支援を要する子どもの自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える支援教育を実現する観点から、支援教育に関して専門的見地から意見を求め、また市民のみならず、市民の意見を反映するため支援教育充実審議会を開催し、支援教育のあり方や質の向上方策について検討します。

重点的な取り組み：英語教育の推進

小学校へのJTE・NETの配置を継続し、児童の英語学習への意欲の向上を図ります。また、35人学級編成実施の動向を見極めながら、府加配に加え、市独自の英語専科教員を採用し、小学校での専門的な英語教育を推進します。また、教員間において授業の好事例等について、ICT機器の活用により情報共有することで、小学校における英語教育の充実に努めます。

中学校においては、全校へのNETの配置に加え、英語学習アプリを活用して英語4技能を継続的に育成し、生徒の学習意欲の向上を図ります。

一人一台端末を活用して、本市の学校と海外の学校がオンラインで交流する取り組みを推進し

ます。また、関西外国語大学との連携を継続し児童・生徒が英語のみでコミュニケーションを図る「枚方英語村」の実施などを通して、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力を育成する取り組みを進めます。

重点的な取り組み：読書活動の推進

学校司書の配置により、児童・生徒の読書習慣の確立や情報活用力の育成など発達段階に応じた育成に向けて読書活動を推進します。

また、学校図書館の充実をめざし、司書教諭や学校司書を対象とした研修を行います。

重点的な取り組み：学校の働き方改革

学校が主体的に働き方改革の取り組みを進めるよう支援することで、学校教育の水準の向上をめざします。「笑顔の学校プロジェクト」参加校21校の具体的な好事例の発信・共有や、小学校における専科指導による担任の業務時間軽減等にかかる効果について共有します。

児童・生徒への効果的な教育活動を行うため、教員業務支援員を全21校に配置します。

中学校部活動の地域移行に向けては、保護者・学校・関係団体等で構成する協議会から意見聴取を行うとともに、一部の地域・部活動の試行実施・検証を行います。

これまでの教育活動の意義や内容を改めて見直し、新たな発想と工夫で、より子どもたちにとって有意義な取り組みが行われるよう、市教育委員会として、業務の整理や適正化を行っていきます。

重点的な取り組み：放課後の安全な居場所づくり

子どもの育ちへの支援と小学校入学以降も保護者が安心して就労できる環境の整備として、「留守家庭児童会室」と「放課後オープンスクエア」を一体的に運営する「総合型放課後事業」を令和5年4月から市立小学校44校（直営22校、委託22校）で実施し、平日、土曜日、三季休業期を通じて「放課後の安全な居場所づくり」に取り組みます。

新規に取り組む放課後オープンスクエアでは、自由にかつ自主的に創造力を働かせながら活動できる児童の時間、安全に遊べる空間、同年齢だけでなく、異年齢の児童も含む仲間の3間の確保・充実に向け、学校敷地の中に、放課後の遊びやさまざまな体験ができる環境づくりに取り組み、児童のたくましく生きるチカラを育みます。

重点的な取り組み：教育委員会事務局のDXの推進

教育委員会事務局におけるICTを活用した取り組みをさらに効果的・効率的なものにするため、ICTに特化した「横ぐしチーム」を立ち上げ、各課の職員の持つ知識やノウハウを共有し、課を超えて意見を出し合うことで、縦割りをつなぎ、協働する教育委員会事務局のDX化を推進します。

令和5年度 (2023年度)	選挙管理委員会事務局の取り組み
<事務局長の方針・考え方> ①適正、円滑かつ効率的な選挙事務の管理執行 ②選挙啓発事業の推進	
<構成> 選挙管理委員会事務局	<主な担当事務> (1)選挙、国民審査及び国民投票の管理執行に関すること (2)選挙の啓発に関すること

重点的な取り組み：選挙の公正かつ適正な管理執行

令和5年度は、4月に執行する第20回統一地方選挙（大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙、枚方市議会議員選挙）をはじめ、枚方市長選挙を9月に執行する他、令和6年1月27日に任期満了を迎える氷室財産区議会議員選挙が予定されていることから、各部署及び関係機関と連携を図りながら計画的に業務を遂行するとともに、公職選挙法に基づき、公正かつ適正な選挙事務の管理執行に努めます。

重点的な取り組み：政治や選挙への関心を高めてもらうための啓発事業の実施

特に若年層の投票率が低い状況にあることから、将来有権者となる児童や生徒に政治や選挙への関心を高めてもらうため、市内の小・中・高校に対して選挙に関する出前授業の活用を働きかけるとともに、選挙物品の貸出しを行っている旨の周知についても積極的に行います。また、生徒に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集するなど、教育委員会をはじめ関係機関と連携して啓発事業を実施することに加え、新たに有権者となった満18歳の方に対し、選挙啓発のはがきを発送し投票を促すなど、若年層を中心とした啓発事業を進めます。

その他、多くの方に政治や選挙に関心を持ってもらえるよう、機関紙白ばらの発行や白バラ講座の開催など、枚方市明るい選挙推進協議会と協力し、啓発事業を実施します。

令和5年度 (2023年度)	監査委員事務局の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ①効率的な行財政運営と適正な事務執行の確保を目的として監査を実施する監査委員の適切な補助 ②監査結果を活用した全庁的な事務の効率化や改善の促進 ③監査の実施をツールとした職員の意識向上や人材育成への活用の働きかけ	
＜部の構成＞ 監査委員事務局	＜主な担当事務＞ (1)定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。 (2)例月現金出納検査に関すること。 (3)決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

重点的な取り組み：各種監査の円滑な実施

監査委員は、枚方市監査基準（令和2年4月1日施行）を踏まえ、各種監査等を実施します。事務局は、監査委員によるこれらの監査等が円滑に実施できるよう努めます。

定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類等の確認及び現地調査等を行い、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。報告を受けた監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て、市長、市議会等に提出、公表を行います。

住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

また、本市では、令和3年度より内部統制制度の運用を開始したことから、今後の制度の成熟度に鑑みて、監査委員監査のあり方や手法等について検討を行います。

重点的な取り組み：例月現金出納検査及び決算審査等の円滑な実施

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類等の内容を確認し、その結果を監査委員に報告します。

決算審査については、市長から監査委員に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に計数の確認や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の確認を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部署への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施し、事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。

重点的な取り組み：監査結果に関する情報発信

監査結果を公表し、市民に対する説明責任を果たすことにより、引き続き、市政への信頼確保につなげます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じ

て監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部署のみならず、全庁的な課題として共有され、事務の効率化や改善に活用されるよう取り組みます。

令和5年度 (2023年度)	農業委員会事務局の取り組み
<構成> 農業委員会事務局	<主な担当事務> (1) 農業委員会に関すること。 (2) 農地銀行に関すること。 (3) 農地台帳の整備に関すること。 (4) 農業者年金に関すること。 (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

重点的な取り組み：「地域計画」の策定に向けた「目標地図」の素案作成

令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行により、「人・農地プラン」は「地域計画」と名称変更され同法に位置付けられ、新たに「10年後に目指す地域の農地利用（目標地図）」や「農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」などを明確化する必要があります。

農業委員会では、地域計画の策定に向けて、農地利用の意向に関するアンケートを実施し、農用地の保有及び利用状況などを勘案して「目標地図（10年後に目指すべき農地の効率的・総合的な姿を明確化する地図）」の素案作成に取り組めます。

重点的な取り組み：農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における案件について、法令に基づく的確な審議を行うため、普段の調査・相談活動において、委員と事務局職員との一層の情報共有化を図るなど、円滑な運営に取り組めます。

また、委員改選後速やかに、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、農業委員会の制度や業務等についての研修会を実施します。

重点的な取り組み：農地貸借の結び付けの強化と農地台帳管理システムの精度向上

ホームページに農地銀行の制度について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農委だより」を発行し、農地貸借希望台帳の周知・啓発を図り、農地の貸し手借り手のマッチングを進め、利用権の設定につなげます。

また、的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努め、適正に各種データ等の補正を行うことにより、農地台帳管理システムの精度向上を図ります。